

令和8年度 概算要求主要事項

文部科学省初等中等教育局

※（ ）内は令和7年度予算額

1 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進

- 義務教育費国庫負担金 1兆6,504億円（1兆6,210億円）

教師を取り巻く環境を整備し、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、「新たな「定数改善計画」を策定し、義務標準法の改正等により、中学校35人学級の実現や小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための定数改善を行うとともに、教職調整額の改善や主務教諭の創設等の教師の処遇改善を一体的に推進

- 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実

153億円（121億円）

教師の負担軽減のための教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの充実

- 行政による学校問題解決のための支援体制の構築

4億円（1億円）

教育委員会への学校問題解決支援コーディネーターの配置や事業ごとの解決策の整理・提示、学校における保護者等対応の高度化などの支援体制を構築

2 教師人材の確保強化

- 子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進

0.5億円（0.5億円）

学校組織の教育力や課題対応力を最大化するために必要な管理職の高度なマネジメント能力等の一層の向上のための研修支援

- 多様な優れた人材の教師入職総合支援

2億円（新規）

多様な優れた人材を教師入職に繋げる新しいモデルの創出による質の高い教師人材確保の推進、教職の価値・やりがいを啓発する取組への支援

3 GIGAスクール構想の更なる推進と学校DXの加速

- 情報活用能力の抜本的向上、校務DXの更なる加速及び基盤整備

178億円＋事項要求（10億円）

次期学習指導要領を見据えた情報活用能力向上のためのコンテンツや指導体制の充実、次世代校務DX環境の整備や通信ネットワークの改善、1人1台端末の着実な更新等を通じた教育課題の解決・教育DXの推進

- 生成AIを含む先端技術の利活用推進

8億円（2億円）

生成AIを含めた先端技術の効果的な利活用促進のための実証等

- 学習者用デジタル教科書の導入

20億円（17億円）

小中学校等における英語等のデジタル教科書の配布、デジタル教科書の効果的な活用方法等に関する実証研究等を実施

4 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援

6億円（5億円）

架け橋期のカリキュラム策定やコーディネーターの育成・派遣等を促進

- 幼児教育の質の向上に関する調査研究等

4億円（3億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究、幼稚園教諭等の人材確保、幼児教育の影響を検証する大規模縦断調査等を実施

- 幼児教育の質を支える環境整備

55億円＋事項要求（13億円）

ICT環境整備や施設の耐震化等、教育環境整備の支援を実施

5 高等学校改革の推進

- 高等学校改革の推進

事項要求（新規）

高校教育の質の向上等に向け、高校教育改革等への国の支援の強化、産業界等の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化、DX・AI等の人材育成等を実施

※（ ）内は令和7年度予算額

6 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- **教育課程の充実** 26億円（21億円）
AI活用や地域の魅力発信等を通じた英語教育の抜本強化、理科教
育の充実のための支援
- **道徳教育の充実** 42億円（43億円）
「道徳教育アークカイブ」の充実をはじめとした、道徳教育の質的向上に向けた取
組の推進、道徳科の教科書の無償給与

7 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対
策等の推進

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置充実** 95億円（86億円）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基盤となる配置に加えて、不
登校・いじめ対策のための重点配置の拡充、児童生徒への支援の質の向上のた
め、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの処遇見直し等
- **校内外教育支援センターの機能強化等の推進** 19億円（7億円）
校内教育支援センター支援員の配置拡充、アウトリーチ支援や保護者支援の
拡充等による教育支援センターの機能強化、学びの多様な化学校の設置促進等
- **いじめ・自殺予防対策等の推進** 2億円（0.1億円）
いじめ対応伴走支援チーム（仮称）のモデル構築、いじめ未然防止教育の推
進、医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化等
- **夜間中学の設置促進・充実** 1億円（1億円）
夜間中学の設置促進や教育活動の充実

8 生涯を通じた障害者の学びの推進

- **特別支援教育の充実** 57億円（51億円）
医療的ケア看護職員等の配置促進、就学前から就労を見据えた発達障害
児支援、ICTを活用した教育と福祉の連携、手話理解を含む聴覚障害教育の
充実、インクルーシブな学校運営モデルの構築等

9 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

- **高校生等への修学支援の見直し** 事項要求（5,285億円）
高等学校等就学支援金制度の拡充、低所得層への高校生等奨学給付
金の拡充等
※いづゆる高校無償化等の関連経費等については、自由民主党・公明党・日本維新の会の3党合意等に基づき、
予算編成過程において検討。

- **義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）** 5億円（5億円）
補助金における予算単価の引き上げ

10 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

- **体験活動の推進** 2億円（1億円）
小・中・高等学校等における宿泊体験活動や、不登校児童生徒を対象とした
教育支援センター等における体験活動の推進
- **キャリア教育の充実** 0.5億円（0.1億円）
地域の教育関係者、産業界、行政等のそれぞれのリソースを活かしたキャリア教
育を効果的に進めるため、「キャリア教育プラットフォーム（仮称）」の構築を推進

11 義務教育教科書の無償給与

- **義務教育教科書購入費** 473億円（472億円）
物価高騰や人件費増等に対応した適正な教科書価格の改定

目 次

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速 化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進 ．．．．．	1
2. 教師人材の確保強化．．．．．	7
3. GIGA スクール構想の更なる推進と学校 DX の加速．．．．．	10
4. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上．．．．．	22
5. 高等学校改革の推進．．．．．	33
6. 新しい時代に求められる資質・能力の育成．．．．．	41
7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ、自殺 対策等の推進．．．．．	48
8. 生涯を通じた障害者の学びの推進．．．．．	59
9. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築．	61
10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実．．．．．	71
11. 義務教育教科書の無償給与．．．．．	74
<参考>	
令和8年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係分】 ．．．．．	76

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「新たな「定数改善計画」」の策定 (義務教育費国庫負担金)



令和8年度要求・要望額 1兆6,504億円
(前年度予算額 1兆6,210億円) 文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和10年までの「新たな「定数改善計画」」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、給特法等の改正を踏まえた、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

「新たな「定数改善計画」」9,214人【29,621人】 (「」は令和8～10年度の改善総数(一部事項には令和7年度の既改善分を含む))

※下記事項のうち、★については義務標準法を改正することにより、児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ること、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

○中学校における指導体制の充実(35人学級) 5,800人【17,400人】

- ★給特法等一部改正法附則第4条を踏まえ、令和7年度で完成した小学校35人学級から切れ目なく実施。

○小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

- ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と新規採用教師を支援 <令和7年度からの4年間の計画的な改善の2年目>

○いじめ・不登校対応等のための体制整備 1,897人【6,682人】

- ・中学校の生徒指導担当教師の配置充実 <令和7年度からの4年間の計画的改善の2年目>
- ・小学校の生徒指導担当教師の配置充実 <30学級以上の学校数×1/2→18学級以上の学校数×1/2>
- ★学びの多様な学校の体制整備のための定数措置の新設 <設置学校数×2人>
- ★養護教諭の配置充実 <3学級以上から定数算定→学校に1人、複数配置基準を小・中いずれも100人引下げ>

○多様な教育課題等に対応するための基礎定数の充実 527人【1,579人】

- ★夜間中学校の体制整備のための定数措置の新設 <設置学校数×2人>
- ★学校統合支援のための定数措置の新設 <統合後3年間、基礎定数で措置>
- ★大規模共同調理場への定数措置の改善 <10,001食以上は現行の3人から+1人措置>
- ★地教行法に規定する共同学校事務室の機能強化 <複数の事務室を統括する事務職員定数の新設>

教師の処遇改善 +161億円

○主務教諭の創設(令和8年4月～)

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

- 教職調整額の改善 5% ⇒ 6%(令和9年1月～)
教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。
- 部活動指導手当の見直し(令和8年4月～)

※これらの処遇改善のほか、給料の調整額を見直す(1/4程度の縮減を予定)。

(担当：初等中等教育局財務課)

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』
附則

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教職員(略)について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

学校における支援スタッフの配置支援

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

153億円

121億円



文部科学省

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実と働き方改革を実現**



補習等のための指導員等派遣事業

教員業務支援員の配置【拡充】

人数：30,900人（28,100人）

<事業内容>

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

<想定人材>

地域の人材（卒業生の保護者など）

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

140億円（116億円）

副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】

人数：1,600人（1,300人）

<事業内容>

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

▶業務内容のイメージ

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等

<想定人材>

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

人数：9,200人（9,200人）

<事業内容>

児童生徒一人一人にあっただき細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- ・児童生徒の学習サポート進路指導
- ・キャリア教育
- ・学校生活適応の支援
- ・教師指導力向上等

<想定人材>

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3



校内教育支援センター支援員の配置事業 13億円（4億円）

<事業内容>

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援

※対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

<配置校数>

5,000校（2,000校）

<負担割合>

国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



<実施主体>

学校設置者（主に市区町村）

(担当：初等中等教育局財務課)

学校における働き方改革推進事業

令和8年度要求・要望額

1億円

(前年度予算額)

1億円)

文部科学省

現状・課題

教師の厳しい勤務実態がある中、学校における働き方改革を進めることは喫緊の課題である。

学校における働き方改革をさらに進めるためには、全ての教育委員会において、働き方改革に関する計画を立て、それに基づいて具体的な施策を実施し、随時進み具合を確認の上、保護者・地域住民等に公表しながら、その効果を検証し、施策の改善を図ることが重要である。

こうした一連の取組を進めるためには、学校を取り巻く状況などに関する幅広い知識・情報・ノウハウを総動員することが必要であり、多くの教育委員会において課題を感じるものであることから、各教育委員会が円滑にこうした働き方改革の取組を進められるよう、専門知識に基づく助言などによるきめ細かな伴走支援が必要である。

事業内容

○働き方改革アドバイザー派遣による教育委員会への伴走支援

学校における働き方改革の知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績のある有識者を「働き方改革アドバイザー」として委嘱し、働き方改革に関する計画策定や、計画に基づく施策の実行、その施策の効果検証等、一連の働き方改革の取組を進める中で課題を感じている教育委員会からの相談に対し、助言を行う。

相談内容例

- ・ 働き方改革に関する計画の策定や、実施した施策の効果検証を効果的に進めたい。
- ・ 管理職のマネジメントを強化することで、教職員間の業務の役割分担を徹底させたい。
- ・ 保護者・地域住民・首長部局に対して、登下校時の見守りや学校徴収金の徴収・管理等の「学校以外が担うべき業務」への協力をお願いしたい。
- ・ その他、働き方改革に関する施策の進め方について相談したい。等

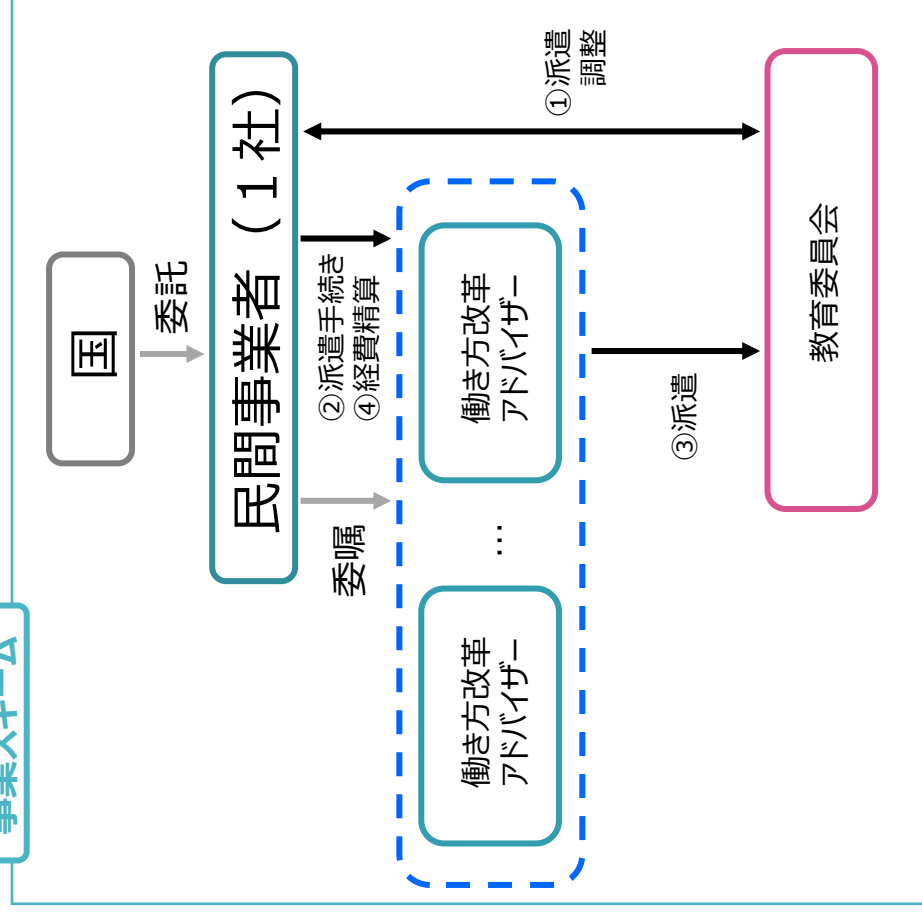
活用場面例

- ・ 働き方改革に関する教育委員会・首長部局内の会議・打合せにおけるアドバイザーとして。
- ・ 教育委員会が主催する、校長会や管理職のマネジメント研修における講師として。
- ・ 教育委員会・学校が主催する、保護者・地域住民への説明会における講師として。等

○成果の普及等

伴走支援により創出・改善された各教育委員会の取組について、その効果も含めて広く発信し、全国の教育委員会・学校現場への普及を図る。

事業スキーム



件数・単価

1団体×約6,000万円

委託先

民間事業者

(担当：初等中等教育局財務課)

行政による学校問題解決のための支援体制の構築

現状・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が学校運営上の大きな課題。学校のみによる対応とせず、経験豊かな学校管理職経験者等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- また、学校現場における電話等による保護者等との連絡対応が必要以上に教職員の負担になっているとの指摘もあり、学校における働き方改革を加速させるとともに、より適時・適切な連絡対応を可能とするため、行政の支援の下、外部機関も活用した対応の高度化が必要。

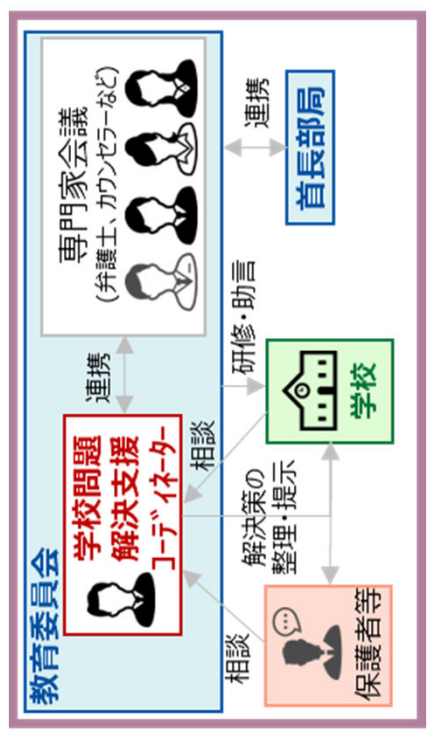
事業内容

- ### ①市区町村における学校問題解決の支援体制の構築

 - 市区町村教育委員会に、学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。学校や保護者等から学校だけでは解決が難しい事案等について直接相談を受け付けるとともに、必要に応じ、両者から事情を聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに解決策を整理・提示する。

補助対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家会議の開催等に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	市区町村	対象数 補助率	50箇所 1/3
--------	---	----	------	------------	-------------
- ### ②都道府県における広域的な支援体制の構築

 - 経験豊かな学校管理職経験者等が市区町村教育委員会や学校を訪問するアウトリーチ型の巡回相談会や、指導主事や教職員等を対象とした研修会の定期的な開催、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求への対応のための手引きの策定等を通じ、広域的な学校への支援体制を構築する。
 - 学校問題解決支援コーディネーターを配置し、単独でコーディネーターを置くことができない小規模自治体における困難事案について、直接保護者等から相談を受け付ける体制を整備する。



教育委員会における体制構築（イメージ）

- ### ③行政による学校問題解決のための体制構築に向けた支援

 - 行政による学校問題解決のための支援体制の構築の取組を行う自治体に対し、他自治体の事例の提示や有識者によるアドバイス等を通じた伴走支援等の実施により、各都道府県・市区町村のさらなる取組を推進する。

件数・単価	1団体×約0.5億円	委託先	民間事業者
-------	------------	-----	-------
- ### ④学校における保護者等対応の高度化

 - 保護者等から学校に対する電話やチャット等による連絡の一義的な対応を、外部事業者に委託して整理・分類すること等による、学校では対応困難な案件の行政による早期対応や、学校における働き方改革への影響について調査研究を行う。

件数・単価	1団体×約0.6億円	委託先	民間事業者
-------	------------	-----	-------

補助対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家による訪問・研修等に必要な経費 手引き等の作成に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	都道府県 政令市	対象数 補助率	30箇所 1/3
--------	---	----	-------------	------------	-------------

教師の精神疾患による病氣休職対策推進のための専門家活用事業



令和8年度要求・要望額

1億円

(前年度予算額)

0.5億円 文部科学省

現状・課題

○令和5年度の公立学校の教育職員の精神疾患による病氣休職者数は7,119人（過去最多）

→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う

（参考）1年以内に精神疾患を再発している割合は15.7%、

精神疾患による休職者のうち、休職期間が1年以上の割合は33.2%（令和5年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より）

事業内容

教育委員会におけるメンタルヘルス対策において、医師や保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面の専門家の活用方策を検証・展開。具体的には、保健師は教育委員会と連携し、復職支援プログラムの改良等、対策に関する体系だった施策の構築・実施を行い、臨床心理士は、学校・教員の面談を行う。
また、社会保険労務士等、労務管理の専門家を活用した、職場環境改善のための相談窓口等の設置・活用についても効果検証・展開。

○件数・単価：

調査研究①：民間企業等（医療・産業保健関係）【1団体×約82百万円】 調査研究②：地方公共団体【3団体×6百万円】

委託

文部科学省

委託

連携

民間事業者（委託先） 医療機関（病院等）

協力して実施



保健師：
健康管理にかかる保健指導を行う。組織全体の健康リスクの把握や予防活動を推進。



教育委員会と連携し、復職支援プログラムの改良等、メンタルヘルス対策に関する施策の立案・実施

※域内の複数の教育委員会とも連携して実施

公認心理師/臨床心理士：
心理的支援の専門家として、面談等を通じて、メンタルヘルスの改善や不調予防を支援。



休職者や、特に措置が必要な者（新規採用者）への定期的な面談実施。



社会保険労務士：
労働の法令の専門家として、労働環境に関する助言。

教職員の労務管理・環境改善のための相談窓口への対応や、学校への指導・助言



相談

学校・教員

（担当：初等中等教育局初等中等教育企画課）

2. 教師人材の確保強化

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業



令和8年度要求・要望額 0.5億円
(前年度予算額 0.5億円) 文部科学省

背景・課題

- 教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する**子供の新たな学びの実現**のため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力向上のため、教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が重要。
- 管理職には、様々な学校内外に関する情報を収集・整理・分析及び共有し（アセスメント）、学校内外の関係者の相互作用により学校教育力を最大化していく（ファシリテーション）、総合的なマネジメント能力の発揮が必要。
- 国は、教育委員会が実施する管理職研修において、学校における働き方改革を含む、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度なマネジメント能力等が一層高まるよう支援を講じていくことが必要。

事業内容

事業①：探究型研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現

7都道府県・指定都市

- 対象** ○各学校の校長と中堅教員（ペア）、教育委員会の研修担当指導主事等
- 内容** ○**参集研修**では、指導助言大学の参加も得て、組織や教師個人の**現状把握**や**課題設定**に関する協議・演習を実施。**校内実践**では、チーム学校として、**現状把握**や**課題設定**、**行動計画策定**、学校運営協議会などを含む**体制づくり**等を行う。
- 目標** ○**参集研修と校内実践を繰り返す**中で、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、学校管理職の総合的な**マネジメント力の強化を図るための探究型の研修プログラム**を開発する。
- 研修で得られた「気付き」を教職員や地域の方と**対話**し校内実践を行うことにより、多様な他者と協働した探究的な学びや、教科等横断的な学びを実現する。

事業②：新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催

- 対象** ○全国の校長等の学校管理職
- 内容** ○事業①の成果報告等と内容とするフォーラムを開催する。
- 目標** ○**マネジメント力強化のための探究型の研修プログラム**を普及させる。

費用内訳

- ・協力自治体経費 <事業①> 34百万円
- ・運営業者委託経費 <事業②> 2百万円
- ・協議会等事務経費 <本省執行> 9百万円

事業期間

- 令和7～9年度
(3か年)



アウトプット（活動目標）

- 探究型研修の実践とプログラム開発。
- 全国フォーラムの実施。

アウトカム（成果目標）

- 学校管理職の総合的なマネジメント力の強化。
- 研修観の転換（新たな教師の学びの実現）。
- 令和の日本型学校教育（新たな子供の学び）の実現。

(担当：初等中等教育局) ※令和7年10月より総合教育政策局教育人材政策課から初等中等教育局へ移管

多様な優れた人材の教師入職総合支援事業

背景・課題

- 先端技術の高度化や社会構造の変化、子供たちの多様化等の学校が直面する様々な課題の状況を踏まえれば、これから教職員組織は、同じ背景、経験、知識・技能を持った均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材を取り入れることで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ集団となることが求められている。
- また、各地において教師不足の状況が生じており、また、令和5年度に実施された教員採用選考試験の採用倍率は過去最低となるなど、質の高い教師人材の確保は喫緊の課題。
- 教師人材の採用・配置は、各教育委員会において実施するが、質の高い教師人材の確保は全国的な課題となっており、義務教育段階を含めた、学校の十分な指導体制を全国で確保するためには、国が主導して教師への入職を支援する新しいモデル開発やベストプラクティスの周知、さらには教職の価値・やりがいなどの社会的啓発に取り組む必要がある。

事業内容

- 多様な優れた人材を教師入職に繋げる新しいモデルを創出し、創出したモデルを都道府県に横展開することで、各自治体の質の高い教師人材の確保を推進する。また、教職の価値・やりがいを啓発する取組への支援を行う。

① 教師への入職を支援する新しいモデル開発

- 地域単位での一時的な新しい教師入職の在り方（日本版「サブタイチャー」制度）
我が国では、①退職教員のうち再任用教員や臨時講師に入職している者は一部にとどまっている、②現在の学校現場の状況の中で、教師が学期中に休暇を取得しづらい（他の同僚教師に負担）といった声が存在。これらの課題を解決するため、退職教員等が非常勤講師等として一時的な教師の不在を、地域内の学校を兼務する形でフォローする「日本版サブタイチャー」について導入可能性（任用上・実務上の課題等）を調査、検討する。
- 移住支援と組み合わせ、自治体を超えた教師人材シェアリング（「トラベルティーチャー」）
臨時講師のなり手確保について、自治体内に留まらず人材を確保できる仕組みの構築を目指し、地方移住策と組み合わせることにより全国レベルで教師人材を新たに発掘し、関係人口の創出や移住促進による地方の活性化を図りつつ、教師が不足している地域に人材供給を行うことを目指し、主に教師や企業を退職した者を対象に、現在居住している地域以外で教師として入職するモデル開発を行う。
- 上記の実証事業の成果の周知も含め、教師人材確保に関する各種取組の情報発信を強化する。

② 就職氷河期世代の教師入職を含む、教師確保に資する研修会や広報の実施

教師の年齢構成の平準化の効果も見据え、就職氷河期世代を含む多様な背景を持つ者の教師入職を促進するため、各自治体に対し、より実践的な研修内容（現場実習や模擬授業など）や入職後のフォロー等を含む、現職以外の教員免許保有者向け研修の強化を支援、促進する。また、教師に優秀な人材を得るためには、処遇の改善、指導・運営体制の充実等に加えて、社会全体で教職の価値・やりがい共有されていくことが不可欠であるため、NPO、民間企業等による、教職への関心を高めたり、意欲を喚起する取組の支援を行う。

○ 件数・単価

① 教師の確保に関する先進事例創出（委託事業）【事業規模】10,000万円 【件数】1件（4件の実証を実施）

② 教師確保に資する広報や研修会の実施（補助金事業）【事業規模】700万円 【件数】30箇所 【補助率】1/3

○ 対象：民間企業、都道府県・指定都市教育委員会、NPO等

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
- ・令和6年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和5年度に比べ、悪化22、同程度35、改善11
- （「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）

【民間企業等出身者の割合】

- ・令和6年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合4.5%。
- （令和6年度 教員採用選考試験の実施状況調査）

3. GIGA スクール構想の更なる推進と学校 DX の加速

学習指導要領改訂を見据えた

情報活用能力の抜本的な向上

現状・課題

生成AIなどデジタル技術の発展は、多様な個人の思いや願い、意志を具現化し得るが、デジタル化の負の側面の顕在化や、デジタル競争力が他国の後塵を拝しているなどの課題がある。しかし、現在の教育課程では、**情報活用能力の育成に係る指導内容が不十分**であり、かつ**小中高通じた育成体系が不明確**。また、指導に必要となる**条件整備も十分とは言えない**。

そのような中、**次期学習指導要領において情報活用能力を抜本的に向上することが議論され**ており、その方向性を見据え、**次期学習指導要領の全面実施を待つことなく、教材開発や研修コンテンツの充実、指導体制の強化を総合的に支援することが必要**である。

事業概要

(1) 情報活用能力の育成のための実践研究 4億円

これまでの「リーディングDXスクール事業」を発展させ、次期学習指導要領で強化・充実を目指す情報教育に係る**学習者用教材を開発**するとともに、**実践事例を創出**することで、学習指導要領移行時期も含めてどの学校でも**確実に情報活用能力の育成が図られる**ようにする。

(2) 指導充実のための総合的な支援 3億円

授業ですぐに使える**動画教材**や**教員向けの研修コンテンツ**を作成することで、**テクノロジーの進化や社会の変化にアジャイルに対応**するとともに、**教員の負担を軽減**しつつ指導力向上を図る。

(3) 免許法認定講習（中学校技術科）の強化 0.5億円

全国の認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できる**認定講習プログラムを開発・運用**、**中学校技術科の免許取得を促進**するとともに、**教員の指導力向上を図る**。

(4) 民間人材の活用支援 0.2億円

情報領域を専門とするような**民間企業等の外部人材**が、**中学校技術科・高校情報科の指導者等として参画**する仕組みの検討、**外部人材活用の手引き作成**により**質の高い授業が実施される**よう支援する。



日本のデジタル競争力

31位
48か国

(注) IMD/World Digital Competitiveness Ranking/(2024)の順位

中学校技術・家庭科（技術分野）担当教員
臨時免許状所有者・免許外教科担任数を0に

全自治体において**令和10年度目標**
臨時免許状所有者・免許外教科担任数 **0**

	R7	R8	R9	R10
臨時免許状所有者 免許外教科担任	1,864	1,279	674	0

情報活用能力の 抜本的向上を推進

- ✓ 情報活用能力育成のための**学習者用教材や指導者用コンテンツが充実**
- ✓ 教材活用の実践事例が**展開**
- ✓ **教員の指導力が向上し、免許状保有者が充実**
- ✓ 専門性の高い**外部人材が指導に参画**

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）



事業内容

(1) 情報活用能力育成のための実践研究等 4 億円

① 情報活用能力育成のための実践研究

- 情報活用能力の抜本的向上に係る方向性を踏まえ、次期学習指導要領で強化・充実を目指す情報教育を、移行時期も含めてどの学校でも確実に実施できるよう 学習者用教材を開発する。
- これまでの「リーディングDXスクール事業」を発展させ、実証地域を指定し、開発教材の実践・検証及び授業等での情報活用能力の育成等の 実践事例を創出する。



② 情報活用能力調査

学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力」を、児童生徒がどの程度身に付けているかを定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査の実施に向けた調査・研究を行う。

(2) 情報活用能力の育成・情報モラル教育に関する指導充実のための総合的な支援 3 億円

① 動画教材・研修コンテンツの充実

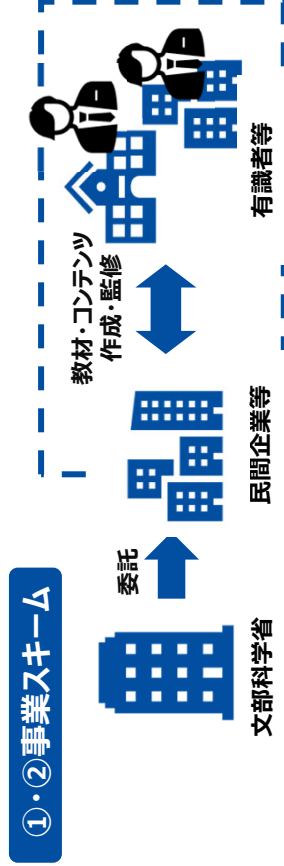
テクノロジーの進化や社会の変化にアジャイルに対応するとともに、教員の負担軽減にも資するよう、授業ですぐに使える動画教材や教員向けの研修コンテンツを開発し普及する。

● 体系的・系統性を意識した動画教材の作成

● 教員等の指導力向上に資する研修コンテンツの作成、研修の充実

② 情報モラル教育推進事業

情報モラルポータルサイトにおいて、普段から意識すべきことや直面する諸課題（生成AI、ファクトチェックなど）について、児童生徒が自ら考え、解決できる力を身に付けることを目指し、授業で活用できる各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催する。



③ 学校DX戦略アドバイザー

1 人 1 台端末の利活用等に関する 各種専門家による相談体制を構築し、自治体等の課題解決に向けて支援する。



事業内容

(3) 免許法認定講習（中学校技術科）の強化

0.5億円

① オンラインを前提とした認定講習プログラムの開発・運用等



中学校技術科の複数免許取得促進を目的とし、全国の免許法認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できるようにするため、拠点大学における認定講習プログラムの開発・運用や環境整備を支援する。

- オンラインを前提とした認定講習プログラムの開発・運用
- 認定講習プログラムを全国展開するための環境整備

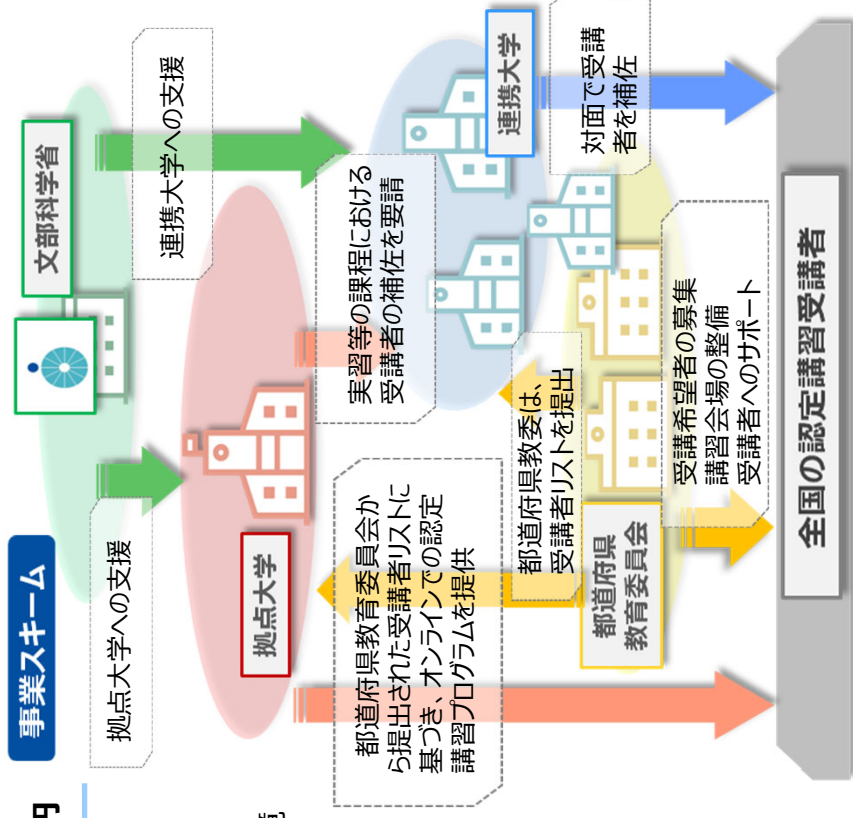


② 認定講習プログラムの全国展開を支える連携大学への支援 ※再委託

オンラインでは実施できない実習等を伴う一部課程については、全国の会場で対面で実施することとし、その際指導を補佐する連携大学への支援を実施する。

- 拠点大学と連携した認定講習の一部（実習を伴うプログラム等）を実施
- 連携大学の環境整備

単価	30,000千円／拠点大学 5,000千円×連携大学（複数）
----	-----------------------------------



(4) 中学校技術科等における外部人材の活用促進

0.2億円

外部人材活用促進に資する人材研修カリキュラムや指導モデル開発



情報領域を専門とするような民間企業等の外部人材が、中学校技術科・高校情報科の指導者等として参画する仕組みを検討するとともに、外部人材活用の手引き作成により質の高い授業が実施されるよう支援する。

校務DX等加速化事業

令和8年度要求・要望額

3 億円
(新規)



文部科学省

現状・課題

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、**2029年度までを緊急改革期間と位置付け**時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標としており、その有効な手段である**校務DXを通じて働き方改革を加速していく必要がある**。
- 校務DXを加速するには、「今の環境でできる校務DX」、「環境整備を伴う校務DX」、「環境整備を進めるに当たり、「どのように進めて良いのか分からない」、「技術的知見が不足している」など、**学校・教育委員会それぞれに課題が存在しており、この解消が急務**。
- また、**校務DXの実現に当たっては、情報セキュリティ対策が大前提**であることから、情報セキュリティに関する環境変化や技術革新が早いことを踏まえつつ、各教育委員会が適切な情報セキュリティ対策等を講じることができるよう支援する必要がある。

事業内容

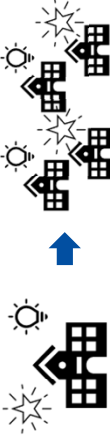
①「今の環境でできる校務DX」の推進

背景

日程調整をクラウドサービスを用いて実施するなどの「今の環境下でできる校務DX」が進まない要因

- ✓校務DXに取り組みたいけれど、どんな方法があるのか分からない。
- ✓校務DXに不安を抱えている教職員がいる。

- 各学校・教育委員会が参考にできる取組事例の創出・横展開



- 効果検証を踏まえた「校務DXチェックリスト」の改善及び周知



- 教育委員会間でTipsを共有・交換できるイベントの実施



③個人情報保護の徹底を含めた教育現場の情報セキュリティ対策

背景

教育現場の情勢や個人情報保護法等の関連法制の動向等を踏まえて、情報セキュリティ対策が必要

事業概要

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂
- 「教育データの活用に係る留意事項」の改訂

背景

教育委員会が次世代型校務支援システムを整備するに当たり教育委員会職員が抱えている懸念

- ✓校務支援システムを調達するに当たり、技術の良し悪しがいまい。
- ✓担当職員が自分一人では何から始めて良いかわからない。
- ✓自分の教育委員会のニーズに合わせた校務支援システムを調達できるが不安。

- 次世代型校務支援システムの仕様書の作成や調達プロセス等について、教育委員会が常時相談できる相談窓口の設置

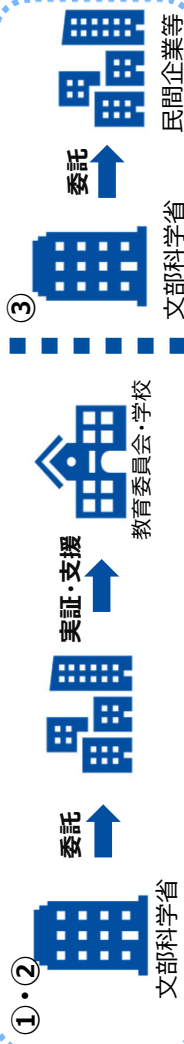


- 次世代型校務支援システムの調達時に、教育委員会と一緒に仕様書を作成するなど、技術的な知見を有した専門人材の派遣



※環境構築費用の支援はGIGAスクール構想支援体制整備事業により実施

主な事業スキーム



(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

37億円

5億円



文部科学省

現状・課題

〇DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっており、抜本的な拡充が必要。

〇また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

〇加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

事業内容

(1) 次世代校務DX環境の全国的な整備

① 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークに係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

② 都道府県域での次世代校務DX環境整備に向けた準備支援

都道府県域での共同調達・共同利用を前提に、次世代校務DX環境整備を行う際に必要となる帳票統一・ネットワーク環境等に関する都道府県域内の実態調査、ロードマップの策定、RFP作成等の各種プロセスを支援。

(2) 学校の通信ネットワーク速度の改善

学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアクセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

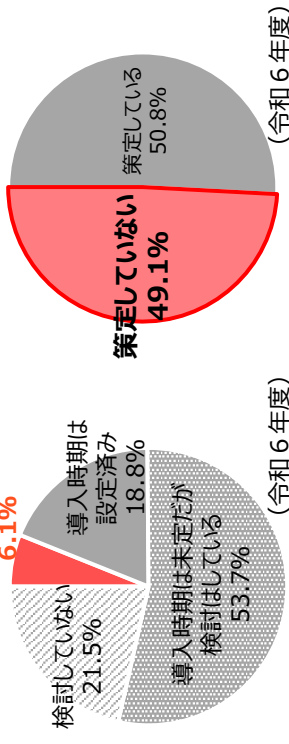
※ ネットワークアクセスメント…学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアクセスメント実施済学校に限る。

(3) 学校DXのための基盤構築

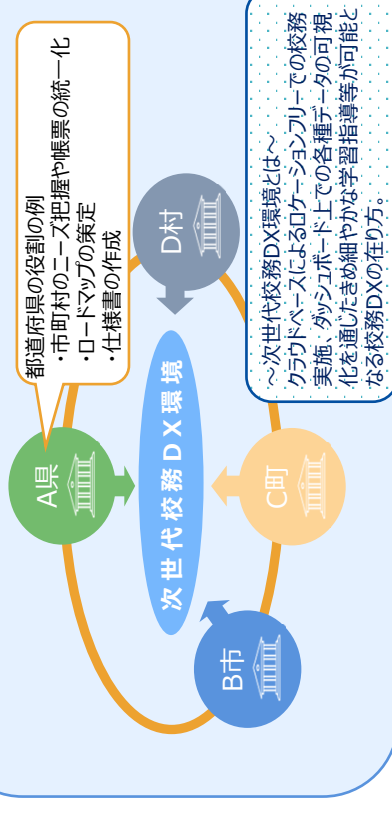
教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

次世代型校務支援システムの導入状況

導入済み



都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ



補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：3分の1

予算単価（事業費ベース）：

(1)：①：6,800千円/校 ②：50,000千円/都道府県

(2)：2,400千円/校

(3)：200千円/校※

※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

GIGAスクール構想第2期の基盤整備を強力に推進

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

GIGAスクール構想の推進

～1人1台端末の着実な更新～



令和8年度要求・要望額 120億円 + 事項要求 3 (億円)
(前年度予算額 文部科学省)

現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び2年度補正予算において「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**5年程度をかけた端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進。**
- 引き続き、各自治体等における**最新の更新計画に対応し、着実な端末更新を進めることが必要。**

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

令和8年度要求・要望額 108億円 + 事項要求

国私立、日本人学校等の端末整備 令和8年度要求・要望額 12億円

- 都道府県に設置した**基金（5年間）**により、**5年間同等の条件で支援を継続。**
- 都道府県を中心とした共同調達等、**計画的・効率的な端末整備を推進。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※必要額については各自治体における最新の整備計画を踏まえつつ予算編成過程で精査。

※児童生徒全員の端末（予備機含む）が補助対象。

※入出力支援装置についても補助対象。

(基金のイメージ)

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県（基金）

補助金交付

市町村

※都道府県事務費も措置

- **更新に必要な経費を補助事業により支援。**

- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備も推進。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速

令和8年度要求・要望額

8億円

(前年度予算額)

2億円



文部科学省

現状・課題

- 生成AIの利活用に関しては、令和6年12月にガイドラインを改訂し、学校現場における各主体や場面に応じた利活用の方向性を示してきた。このような動きとともに、技術の進展に対応しつつ実証等を通じて教育分野における様々な活用余地を試行してきた。しかし、その利活用の方針についての浸透や実装は道半ばである。
- 特に学校の働き方改革の観点から校務での利活用は有用としている一方、生成AIを校務で利活用している学校は限定的である。
- このような課題やAI法の成立などの動きも踏まえ、教育課題の解決に資する利活用について実証研究を踏まえた調査研究を更に進める必要がある。加えて、利活用に向けた実証的な取組・事例創出やその情報収集・発信を継続的に行っていく必要がある。

骨太方針2025 (R7.6.13閣議決定) (教育DX)
こどもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、生成AI活用も含めて教育DXを加速する。

1. 学校や教育委員会における実証研究 (6億円)

a.) 生成AIパイロット校の指定を通じた利活用事例の創出

生成AIの利活用の実証を学校単位で進める指定校を採択。

- 事業概要
- ①教育利用：教科等横断的かつ学年横断的に活用する申請校を優先採択
 - ②校務利用：活用業務・方法を「可視化」し、情報共有する申請校を優先支援
- 想定成果
- 年間指導計画やカリキュラムに体系的に位置付けて行われる取組事例の創出
 - 汎用基盤モデルを活用した、校務での利活用事例の創出、学校間の事例共有

b.) 教育課題の解決に向けた生成AIの実証研究事業

校務DXを通じて働き方改革の実現、多言語対応が必要な外国にルーツを持つ子供・保護者への対応などの誰一人取り残されない教育の実現、一人一人に合った個別最適な学習の提供、生成AIに関連するデータ利活用の実践など、教育分野の特定の課題に対し生成AIを活用した課題解決の可能性を検証する実証研究を行う。

働き方改革に資する校務における生成AIの利活用

- 負担感の大きい事務や外部対応、時間割編成等の業務の効率化・高度化

誰一人取り残されない学びの保障に向けた生成AIの利活用

- 特別支援、外国人児童生徒の指導・多言語対応への支援

児童生徒の個別最適・協働的な学びの実現に向けた生成AIの利活用

- 学びの可視化や主体的・対話的で深い学びを実現する生成AIの利活用

データの利活用に向けた生成AIの利活用実証事業

- マルチモーダルな生成AIを活用したデータの分析・可視化、質の高いデータの活用

- 想定成果
- 過年度で整理された課題解決の可能性に基づく実証事業の実施
 - 既存の対応方法よりも効果的かつ効率的な生成AIモデル・サービスの創出

2. 生成AIの利活用に関する調査研究 (2億円)

a. 生成AI利活用に向けた事例収集・Webサイトの運営等

- 教育分野における生成AIの利活用に関するワークショップ・アイデアソン等のイベント・研修を実施し、学校における利活用について好事例収集を行う。
- また、生成AIの技術の進展に応じ、必要な情報提供や、好事例の発信を行うウェブサイトを経営的に運営、情報発信を行う。



b. 校務での生成AIの利活用推進のための調査研究

事業概要

- 学校の働き方改革を推進する上では校務での生成AIの利活用が有効と考えられる。一方で、生成AIは急速に進化を遂げておりサービスの在り方も変化していることから、教職員・教育委員会が生成AIをどのように利活用すればよいかを十分に把握できておらず、その結果生成AIが教育現場で十分に利活用されていないという課題がある。
- 昨年度までに教育現場で創出された好事例及び課題の収集・分析を実施し、教職員に対する研修の在り方や適切な利活用場面を整理するとともに、教育委員会を主な読み手とした手引きを策定することにより、効果的な校務DXを通じて学校の働き方改革を推進する。

想定成果

- 校務での生成AIの利活用に関する手引きの作成

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術の利活用

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1 億円

1 億円)

文部科学省

現状課題

学びにおける時間・距離の制約、個別最適・協働的な学びに向けた支援、校務の効率化等、複雑化・多様化する教育現場の抱えるテーマには、先端技術も活用しつつ引き続き実証的な取組を進める必要がある。

事業ゴール

目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、先端技術の利活用を通じ、現場が抱える教育課題の解決策を提示し、具体的な施策等を検討するための調査研究および実証事業を行う。

教育場面で活用可能な先端技術の調査研究

(1) 活用可能性を有する先端技術に関する調査研究

- 教育場面で活用することが想定される先端技術の動向に関する情報収集、活用の可能性について整理
- (2)(3)の実証団体の取組状況を調査・分析し、成果を取りまとめ利活用事例の普及に向けた検討を実施

※活用可能性があると想定される先端技術の例：

センシング/AR・VR・XR/エッジAI
モーションキャプチャー/ブロックチェーン
デジタルツイン/ネットワーク関連技術

(1) 41,000千円×1件

先端技術と教育課題を掛け合わせた実証研究

(2) 教育課題特定型実証研究

15,000千円×3件程度

- 既存の解決方法では解決が困難な課題を起点とし、先端技術による課題解決の可能性を探る実証研究を行う

検証する教育課題の例：

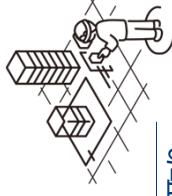
不登校
遠隔授業
学校安全

×

メタバース
データ分析
AI

↑

不登校児童生徒との新しい接点に
離れた場所にいる生徒の学習の見取り
学校事故の未然防止



(3) 先端技術提案型実証研究

15,000千円×3件程度

- 教育場面で活用可能性のある先端技術を起点とし、教育の課題解決や質の向上に資する活用の方策に向けた実証研究を行う

活用が考えられる先端技術の例：

VR技術

モーションキャプチャー

センシング技術

×

実習での活用
体育の授業
教員の授業研修

↑

コスト削減/安全性の確保
運動能力の発達支援
若手教員の授業改善



(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

教育DX環境を支える基盤ツールの整備・調査研究

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

20億円
9億円



現状・課題

○子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、教育DXを加速することが求められている。このような教育DX環境を充実していくため、教育データの利活用に必要な知見や成果を共有することができ**る基盤的なツールを文部科学省が整備**する必要がある。

○また、このような基盤的なツールの改善・活用促進を進めるとともに、GIGAスクール構想を通じて整備されたデジタル学習基盤について検証し、**子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの実現に資するデジタル学習基盤の在り方について検討**を行う。

事業内容

(1) 文部科学省CBTシステム (MEXCBT) の改善・活用推進 (運用 943百万円/開発等 419百万円)

- 文部科学省CBTシステム (MEXCBT：メクビット) を、希望する全国の児童生徒・学生等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現。
- 令和8年度の全国学力・学習状況調査の中学校教科調査 (英語) 等において活用予定。また、令和9年度の全国学力・学習状況調査の全面CBT化における活用を見据え、CBT調査教科のサンプル問題を搭載し、各学校でMEXCBT上で取り組みめるような環境を整備する予定。
- 地方自治体独自の学力調査等のCBT化についても、引き続き**地方自治体のニーズに対応**できるようにする。



(2) デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究 (596百万円)

- GIGAスクール構想で整備された**端末の調達・活用状況を検証**するとともに、これまでの調査研究等を踏まえてそれらの結果から**得られた知見や各種調査研究の成果等を集約し、デジタル学習基盤の在り方を検討**する。そのため、クラウド基盤及びサービスの共同調達・共同利用の在り方とその要件定義、ネットワーク形態及びセキュリティの在り方とその要件定義、先端技術の教育分野における利活用、共同調達・運用の可能性等についての調査研究を行う。
- 教育データ利活用に必要な**データ標準化の推進**や、データのシステム間での相互運用性確保のための共通ルール等を定めた**「相互運用標準モデル」の更新及び適合性評価の実施可能な体制等の検討**に係る調査研究を行う。

事業スキーム



(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等

令和8年度要求・要望額

1 億円

(新規) 文部科学省

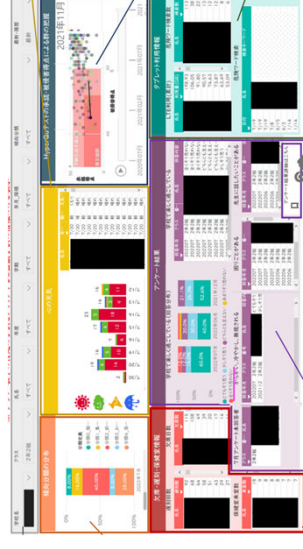
現状・課題

- 1人1台端末環境において、教育データを活用し、自らの学びの改善やきめ細かな指導・支援、教員の働き方改革に生かすことが重要。一方、こうした取組は一部の先行自治体において進んでいるものの、現状として全国的な取組とはなっていない。
- そこで、自治体において、教育データの利活用の目的設定から環境の構築、データの収集、分析、分析結果の活用までの一連のプロセスを実証し、ガイドブックを作成するとともに、横展開のための自治体支援をすることにより、教育データ利活用を推進する。

事業内容

(1) 教育データの可視化に関する実証研究等

- ① **機能開発を含めた教育データ利活用の一連のプロセスに関する実証研究**
自治体における教育データ利活用のプロセスをまとめた「教育データ利活用のステップ（β版）」（文部科学省作成）をベースに、自治体において、検討、システムやツールの構築・導入、データ収集、データのダッシュボード等による可視化、活用といった教育データ利活用の一連のプロセスを実証。
- ② **システムの効果的な活用に関する検証**
活用フェーズに焦点を当て、自治体が既に教育データ利活用のために導入しているシステム・ツールを用いて、効果的にデータを活用する方法について、検証を行う。

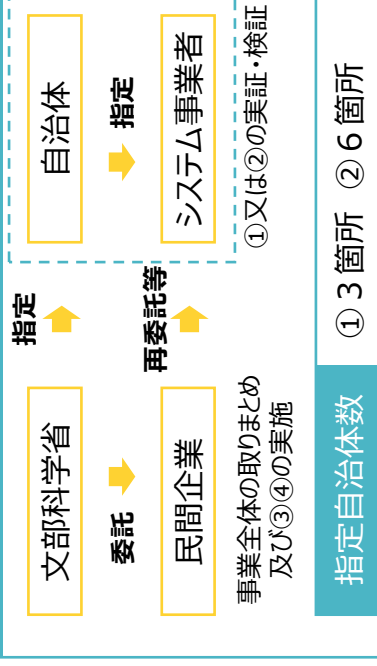


教育データ利活用のダッシュボードイメージ（渋谷区）

(2) 教育データ利活用の横展開のための自治体支援

- ③ **「教育データ利活用のステップ（β版）」の更新**
(1)の成果を踏まえて、教育データ利活用の一連のプロセスの詳細化、システム・ツール導入後の効果的なデータ利活用方法の具体化を図り、ステップ（β版）を更新。
- ④ **教育データ利活用に関する地方自治体コミュニティ形成**
自治体がデータ利活用を進めるに当たって、「知見の共有＝DX」をできるようなコミュニティ形成を実施。自治体自らが類似自治体の取組を参照したり、悩みを共有・相談したりすることを目指す。

事業スキーム



(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

学習者用デジタル教科書の導入

背景・課題

- デジタル教科書については、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。
- 一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和6年度時点では約6割という状況。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実を図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

①学習者用デジタル教科書購入費

1,600百万円 (1,545百万円)

- 全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、**英語**のデジタル教科書を提供する。
- 一部の小・中学校等の小学校5年生～中学校3年生を対象に**算数・数学**のデジタル教科書を提供する。

対象
校種
・
学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(特別支援学校小学部・中学部
及び特別支援学級も同様に対応)

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する

実証研究事業

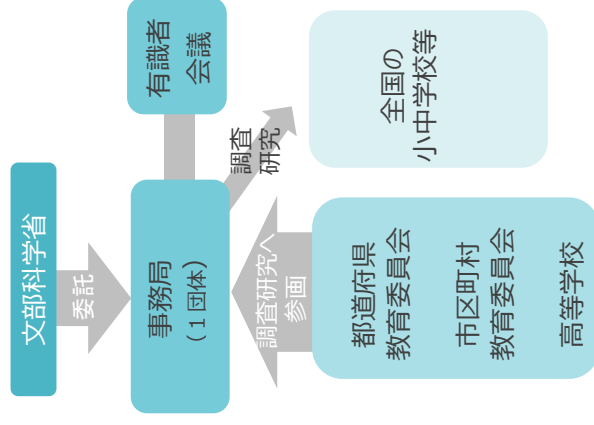
241百万円 (127百万円)

【拡充】

- デジタル教科書の**全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究**を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。

- 都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための**研修モデル**について**調査研究**を実施する。

- ③その他、中教審デジタル教科書推進WGの議論の方向性を踏まえた標準仕様等に関する調査研究を実施



4. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上



令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

64億円
22億円)

○ 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 6億円 (5.3億円)

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、**架け橋期 (5歳児から小学校1年生までの2年間)**のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、**各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、**幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

- ① 幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業 5.6億円 (5.3億円)
- ② 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業 0.4億円 (新規)

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.6億円 (3.4億円)

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、**幼稚園教諭等の人材確保のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- ① 幼児教育の学び強化事業 0.7億円 (0.7億円)
- ② 幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業 1.2億円 (新規)
- ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 1.1億円 (1.1億円)
- ④ 幼児教育の理解・発展推進事業 0.4億円 (0.3億円)
- ⑤ OECD ECEC Network事業への参加 0.2億円 (0.2億円)

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 55億円 (13億円)

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- ① 教育支援体制整備事業費交付金 31億円 (8億円)
- ② 私立幼稚園施設整備費補助金 24億円 (5億円) + 事項要求

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

令和8年度要求・要望額 5.6億円
(前年度予算額 5.3億円)



現状・課題

- ・ 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要**である。
- ・ 国においては、この趣旨を実現するため、**モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証**を行ったところ、**小学校入学当初の教師の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果**が上がっている。
- ・ 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において**幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要**である。

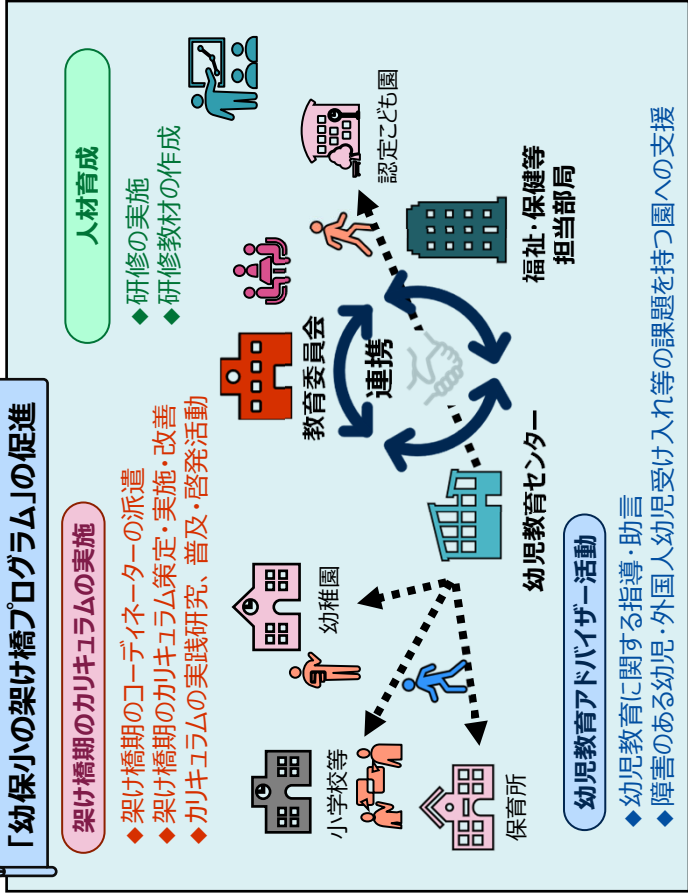
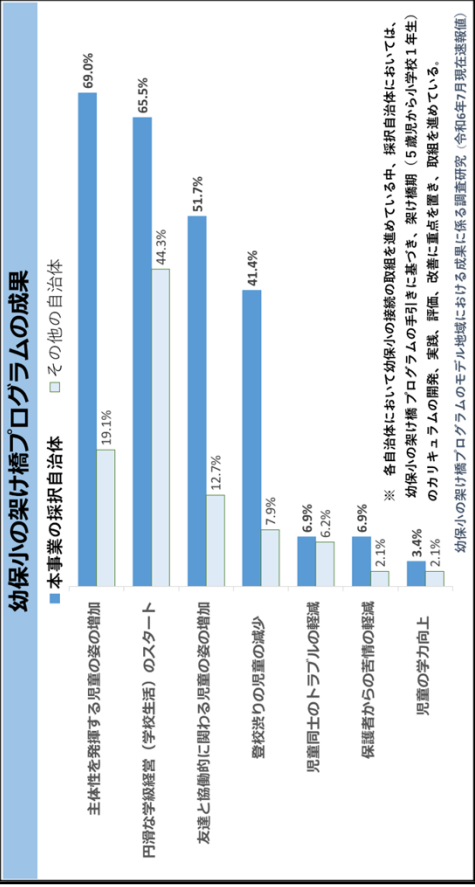
事業内容

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用した、架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣を推進すること等により、5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善**を行うための体制を構築し、**全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進**を図る。

実施主体	都道府県 市区町村	補助率	◆ 架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 ◆ 幼児教育アドバイザー活動※：1/3 ◆ 広域連携による実施：1/2
------	--------------	-----	---

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」及び
本事業の実施実績が2年以下の自治体が対象

補助対象 経費	◆ 幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費 ◆ 架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費 ◆ 実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等) ◆ 広域連携により本事業を実施する上で必要な経費
------------	--



(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業

現状・課題

- 小学校低学年において、不登校児童の増加率が高く、また、いじめの認知件数が多いことを踏まえると、**不登校・いじめ対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要**である。
- 幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供が不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなってしまふことなども指摘されており、**学びや生活の円滑な接続に取り組んでいくことが必要**である。

事業内容

不登校・いじめ対策等に資するため、小学校低学年において、その後の不登校やいじめ問題等につながる可能性がある登校渋りや対人関係の課題の減少に向けて、幼児教育施設と小学校間の学びや生活の円滑な接続に関する具体的な取組について実践研究を行い、各地域における不登校・いじめ対策等の推進を図る。

取組イメージ



委託先

都道府県、市区町村

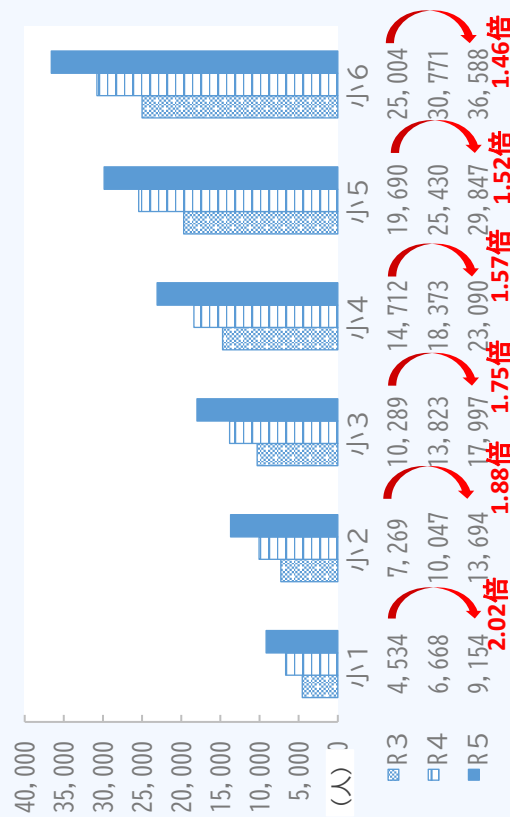
件数・単価

5箇所×約800万円

委託対象経費

調査研究に必要な経費
(人件費、会議費、委員旅費、謝金、委託費等)

学年別不登校児童生徒数



(出典) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要

幼児教育の学び強化事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.7億円
0.7億円)



背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
- ・ 幼稚園等におけるスクールカウンセラー等の活用の在り方
- ・ 幼保小の合同研修の改善・充実の在り方
- ・ 幼児教育の質の向上のための拠点としての国公立幼稚園の役割 等

② 幼稚園教諭等の資質能力の向上に関する調査研究

幼稚園教諭等保育者の幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養う方策について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設の管理職や保育者等に対する研修等の在り方
- ・ 幼児教育アドバイザー等の人材育成に向けた研修等の在り方 等

③ 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・ 幼稚園における預かり保育の在り方 等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
件数・単価	① 5箇所×約720万円 ② 2箇所×約720万円 ③ 2箇所×約820万円

委託先	研究機関、大学、都道府県、市区町村、幼児教育関係団体 等
委託対象 経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)
事業開始 年度	令和4年度～

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼稚園教諭等の人材確保のための 人材バンク創設・コンソーシアム構築事業

令和8年度要求・要望額 1.2億円
(新規) 文部科学省

背景・課題

- 幼児期及び幼保小接続期の教育的質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない。**
- **人材不足が各幼稚園の深刻な課題**となっている中、多くの園では**民間の有料職業紹介事業者に高額の手数料を支払って人材確保を図っており、園の経営を圧迫している。**このような状況が**質の高い幼児教育を提供するうえで大きな制約**になっているという声もある。

事業内容

①人材バンク創設事業

自治体や大学等が、幼稚園教諭等の人材確保のための**人材バンクを創設**
⇒**地域全体の公益性の高い人材確保ネットワークを構築し、幼稚園教諭の人材不足に対処**



①幼稚園等・人材の登録

- ・幼稚園教諭・養成校卒業生等に対して、人材バンクに登録するメリットを周知する等して、登録を促進。
- ・養成校や幼稚園団体等とも協働し、人材バンクへの積極的な登録を促す体制を構築

②仲介・斡旋（就職支援）の促進

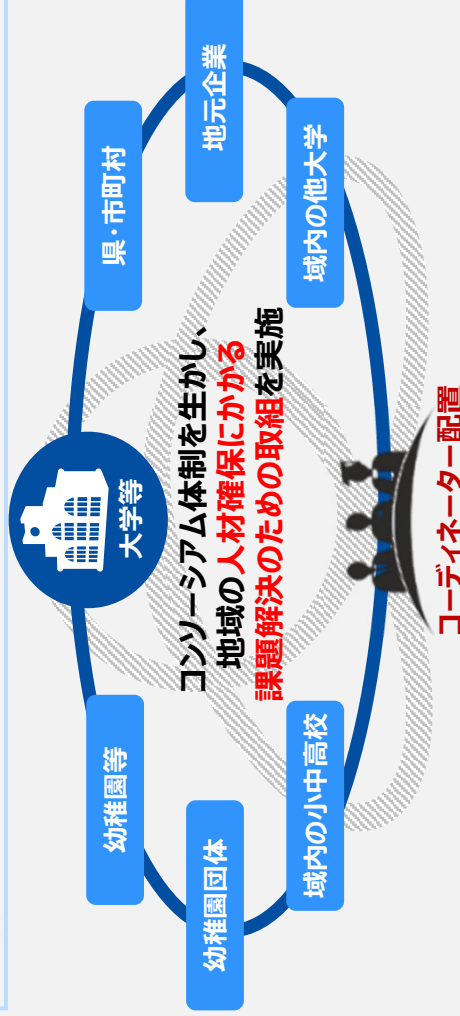
- ・主に復職希望者を対象。
- ・個々のニーズにあった求人情報の掲載等により、入職時のミスマッチを防ぎ、定着率の向上に繋げる。
- ・追加的な取組みとして、人材バンクに登録された教員免許状保有者等に対して、アウトリーチ型の支援を実施することも想定。

③定期的な掲載情報の更新

- ・日頃からの各主体との密な連携により、定期的な掲載情報の更新や、登録者への周知が図られるような、効果的な取組を実施。

②コンソーシアム構築事業

自治体や大学等が主体となり、**地域における人材確保に向けた協議体制を構築**
⇒さらに、**地域の多様な主体による連携・協働の在り方を検討し、その成果を全国的に普及**



<想定される課題の例>

- ・養成校入学者数の減少
- ・養成課程を通じた希望者数の減少
- ・入職時のミスマッチによる早期離職
- ・幼稚園教諭や専門人材等の人材不足

<課題解決のための取組>

- ・外部人材の活用・人材交流
- ・教育実習の実施に関する統一マニュアル等の策定
- ・幼稚園等からの相談受入れ体制の整備
- ・広報活動等

事業開始年度

令和8年度～

委託先

自治体、大学等

事業規模

- ① 750万円 8団体
- ② 800万円 5団体

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼児教育に関する大規模縦断調査事業



令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.1億円
1.1億円)

文部科学省

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。

調査の概要

(1) 実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

(2) 調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者
- ②上記①の5歳児の子供が通う施設の園長・担任保育者（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した小学校の校長・担任教師 ※本調査2年目（R7年度調査）～

(3) 調査内容

- ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

単価

・約8,900万円

対象経費

・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度先行
調査
の実施

R6年度本調査
(5歳児)
の実施

R7年度本調査
(小学校1年生)
の実施

R8年度本調査
(小学校2年生)
の実施

R9～10年度本調査
(小学校3～4年生)
の実施

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼児教育の理解・発展推進事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.4億円
0.3億円

文部科学省

背景・課題

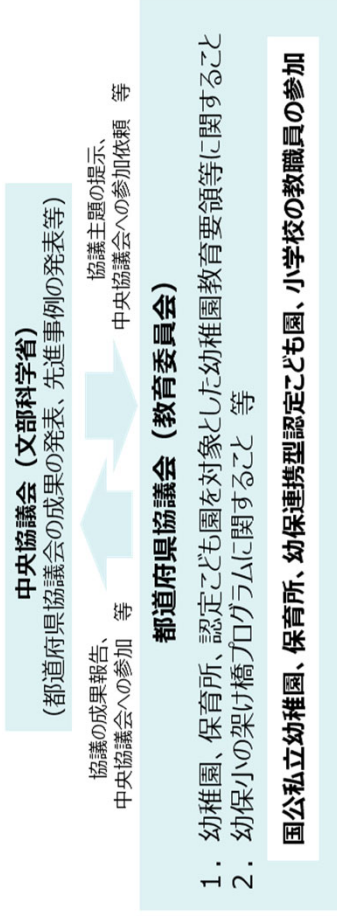
幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われるよう、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深めることが求められている。**

また、令和6年12月に、中央教育審議会に対し、**初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問が行われ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方等について検討が行われているところであり、これらの審議等を踏まえ、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を必要がある。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業（事業開始年度：平成12年度～）

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実にを図る。



件数・単価 47箇所×約50万円 支出先 都道府県

対象経費 都道府県協議会に必要な経費
(諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)

幼稚園教育要領等の改訂

令和6年12月 中央教育審議会諮問

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について
【審議事項】

幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方 等
幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策について検討。

中央教育審議会の審議等を踏まえ、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を着実に実施するとともに、その解説書等を作成。

幼児教育実施のための指導資料の作成等

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

OECD ECEC Network事業への参加



令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.2億円
0.2億円

文部科学省

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献するとともに、これらの事業への参加により、国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する第2期調査が2021年から開始。

第1期調査(2018年)では、日本の保育者の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「未来を形作る：幼児教育・保育を通して人生を変革する」

(Shaping the Future : Transforming lives through Early Childhood Education and Care)

ECEC networkにおける25年にわたる幼児教育・保育に関する国際的な政策レビューを未来に向けた考察に発展させるため、幼児教育・保育に関する指標のダッシュボードの作成、人材の確保、研修、定着に関する政策文書の作成等に取り組む。2025年から2026年にかけて調査・公表予定。

過去の参加実績

○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

○「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」(2023～2024年)

「幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

教育支援体制整備事業費交付金

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

31億円
8億円)



現状・課題・事業内容

○子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の本格実施も踏まえたこどもの学びに必要な環境整備、DXを推進し教員がこどもと向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。

令和6年度補正予算額

17億円

1

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

子供の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援
※熱中症対策支援を増額



2

2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



3

3 園務平準化のための業務体制への支援

(1) 安心・安全のための園務平準化に必要な経費を支援
(2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



4

4 ICT環境整備の支援

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化等に必要なICT環境の整備に係る費用を支援
※こども性暴力防止法の施行に向けた端末購入等の支援を増額



対象
校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

主な
対象経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費等
- 3 事務職員雇用費等
- 4 端末・システム導入費等

実施
主体

都道府県

補助割合

国 1 / 2 等

事業開始年度

平成27年度～

私立幼稚園施設整備費補助金



令和8年度要求・要望額 24億円 + 事項要求
(前年度予算額 5億円)

文部科学省

現状・課題・事業内容

令和6年度補正予算額 23億円

○喫緊の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、こどもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

1	耐震補強	…	耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2a	防犯対策	…	門・フェンス・防犯監視システム等の設置
2b	特別防犯対策	…	防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備 (R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長)
3	新築・増築・改築	…	新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 (R8：Is値0.3未満等の耐震改築については、補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進)
4	アスベスト等対策	…	吹き付けアスベストの除去等
5	屋外教育環境整備	…	アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
6	エコ改修	…	太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
7	内部改修	…	預かり保育、衛生環境改善のための園舎改修（トイレの乾式化、空調整備等） (R8：特別支援教育対策のための設備経費を新たに計上)
8	バリアフリー化	…	スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備



対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（学校設置者）
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強・耐震改築 特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
------	---

対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等
------	------------------

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

5. 高等学校改革の推進



背景

●「自由民主党、公明党、日本維新の会の合意」（令和7年2月25日）において、いわゆる高校無償化に関する論点等として、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現といった論点について、十分な検討を行うこととされている。

●「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において、

・公立高校（専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保として、国が示す高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県が作成する計画（高校教育改革実行計画（仮称））に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要

・多様な教育機会の実現として、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む）、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要とされている。

●「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」においても、「高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図る」「いわゆる高校無償化…については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」「DXハイスクール事業の継続的な実施等による探究的・文理横断的・実践的な学びの推進」等とされている。

高等学校教育の質の向上等に向け、高等学校教育改革等への国の支援の強化、産業界等の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化、DX・AI等の人材育成、グローバル人材の育成等を実施する。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

（略）高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化（略）については、これまで積み重ねてきた各般の議論249に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

249「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

ネクスト・マイスター・ハイスクール事業

令和8年度要求・要望額 6億円
(新規)

現状・課題

- 少子化が加速する中、専門高校には、地方の基幹産業である農林水産業をはじめ、工業や商業などの地域の発展を担う人材や医療や福祉などの地域を支える人材等の育成・輩出がこれまで以上に求められている。
- 目まぐるしく発達・活用が進んでいる各産業の新技術を反映した職業教育を実践するとともに、地域や生徒の多様なニーズに対応した専門高校の教育改革の推進や、新しい分野の産業についても積極的に取り入れていく必要がある。

事業内容

専門高校において、産業界等の伴走支援を受けながら、専門的技術をもち各産業分野を支える**即戦力人材を育成する**取組や、進学も見据えた**高度専門職人材を育成する取組**、**特定分野に特化した専門人材を育成する取組**を支援し、専門高校生が地域の担い手の一人として主体的に地域や産業界の課題解決に取り組むなど、**専門高校生が実社会に通用する資質・能力を身に付けるための探究的な学び**を実現する。

このような取組を先進的な**専門高校運営モデル**として構築し、全国的な普及・定着を図る。



(初等中等教育局参事官(高等学校担当) 付産業教育振興室)

現狀・課題

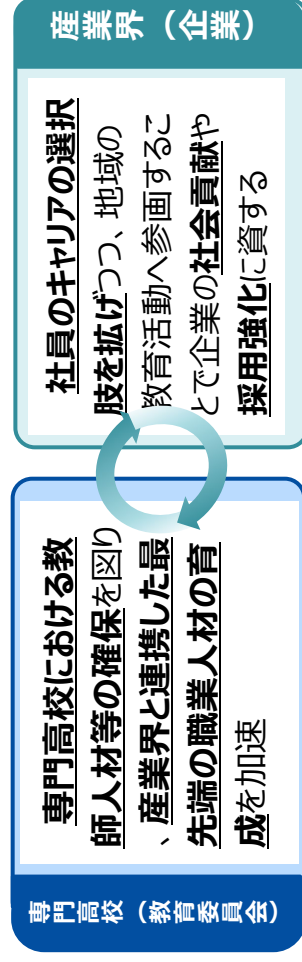
- 専門高校は、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材の育成とともに、地域産業の発展や地方創生を実現する観点から重要な役割を担ってきた。
- DX化や六次産業化など、産業構造が急速かつ抜本的に変化していく中で、専門高校がこれまで以上にその役割を果たすためには、教師のみならず、産業界や高等教育機関等からの人材派遣等により、専門高校の教育の高度化を図る必要。

陸田業事

○ ○ 専門高校へ専門人材派遣をするための体制構築

- ① 産業界等が提供可能な人的リソースと教育委員会等が提供を受けたいニーズのマッチング
- ② 派遣人材の質を確保するため、選考及び派遣前・派遣中の研修を実施
- ③ 派遣者には、派遣先教育委員会から必要に応じて教員免許状を授与

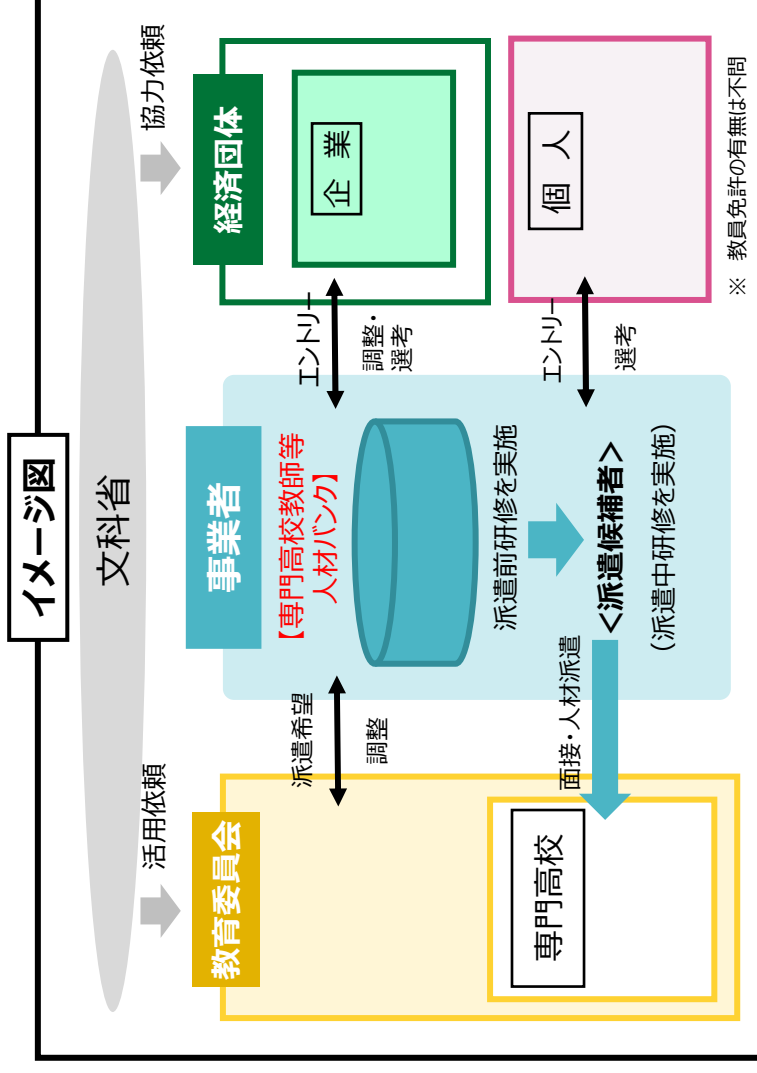
◎産業界と教育界との人的資源の好循環モデルを構築



委託先

委託
対象経費

システムの構築、運営に必要な経費
研修等の教員の派遣に必要な経費（人件費、旅費、謝金等）



※教員免許の有無は不問

(担当：初等中等教育局参事官付産業教育振興室)

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

令和8年度要求・要望額

1億円

(前年度予算額

1億円) 文部科学省

背景・課題

- 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題がある
- 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりといった課題がある
- 地理的状况や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要
- そのためにも、遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要

事業内容：遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状况や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい学びの高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）

（１）遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

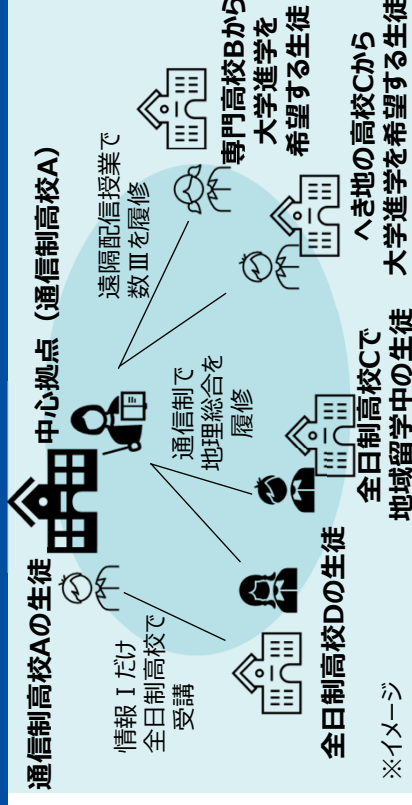
原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として遠隔授業や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出。

当該中心拠点における教材整備、中心拠点に配置され、各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置に係る費用、遠隔授業の受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保に係る費用などを支援。

（２）都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークを構築。

複数高校での合同授業（総合的な探究の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有を図る。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等を支援。



対象校種

国公立の高等学校

委託先

- ① 都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等
- ② 民間団体等

箇所数 単価等

- ① 指定校 11箇所・約700万円/箇所（継続）
伴走支援 1箇所・約1200万円（継続）
- ② 1箇所 年間約1000万円/箇所（継続）

委託 対象経費

- ① ネットワークの構築、運営に必要な経費
- ② 都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費
（人件費、旅費、謝金等）

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当） 付）

新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和8年度要求・要望額 0.8億円
(前年度予算額 1億円)

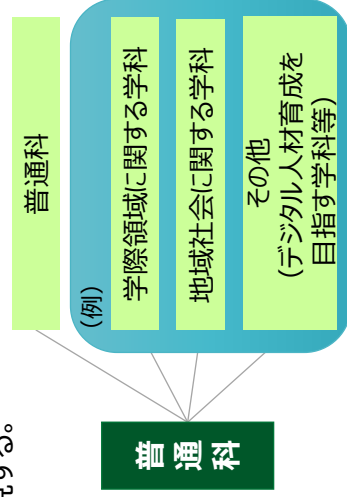


令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



対象
校種

国公立の高等学校

箇所数
単価

- ① 16校（継続） 約 4,700千円／1校
- ② 1団体（継続） 約13,000千円／1団体

② 高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



委託先

- ① 学校設置者 ② 民間団体等

委託
対象経費

- ① 新学科の設置に必要な経費
- ② プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費



WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ コロナ禍の影響で限定的となった、海外の連携校等への短期・長期留学、海外研修や、海外の連携校等からの外国人留学生と日本人高校生とが一緒に履修する英語等による授業、探究活動等を重点的に実施。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。

AL (アドバンスト・ラーニング) ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

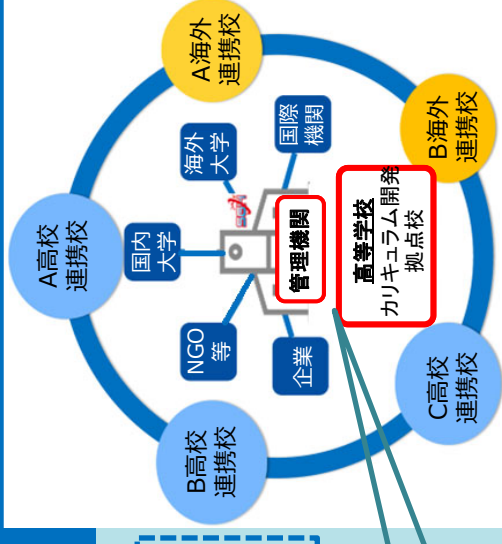
海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置

WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスト・ラーニング）ネットワークを形成した拠点を全国に配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

対象
校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

委託先

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、
国公立大学法人、学校法人）等箇所数
単価
期間

○グローバル人材育成の強化：8拠点（継続）

400万円程度/拠点・年、原則3年

- ①アウトバウンド型（海外留学等を重点的に実施）
- ②インバウンド型（留学生受入等を重点的に実施）

委託
対象経費

○グローバル人材育成の強化に必要な経費

（海外連携校との調整に必要な経費、英語等による授業の実施に必要な経費等）

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和8年度要求・要望額 1億円
 (前年度予算額 0.8億円)
 文部科学省

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

①オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

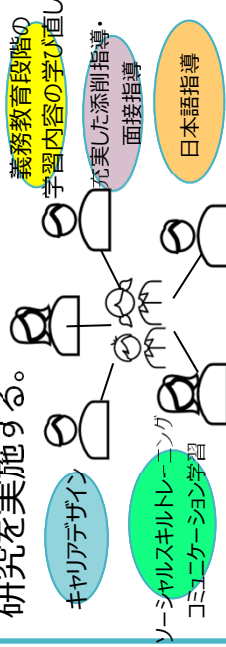
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

③多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

②定時制・通信制高校の学び充実支援事業

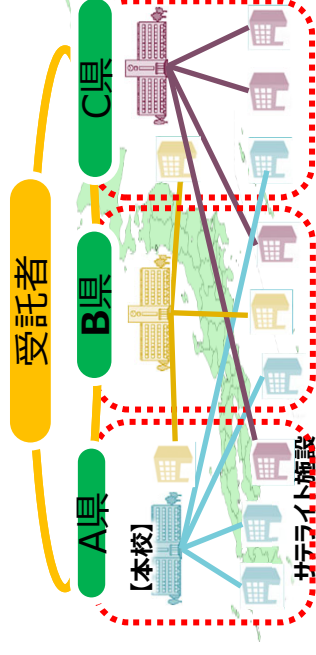
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



④広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



対象
校種

国公私立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公私立の高等学校等
- ③・④ 民間企業等

箇所数
単価等

- ① 3箇所 約400万円 (継続3)
- ② 5箇所 約400万円 (継続3)
- ③ 1箇所 約500万円 (継続1、新規1)
- ④ 2箇所 約3,300万円
- ④ 2箇所 約4,600万円・約1,500万円

委託
対象経費

- ① オンライン授業等に必要な経費
- ② カリキュラム開発等に必要な経費
- ③ 各種調査に必要な経費
- ④ 点検調査や情報発信事業等に必要な経費

(担当：初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付)

6. 新しい時代に求められる資質・能力の育成

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

7億円
2億円)



現状・課題

- 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果、令和3年度比で有意な低下（「話すこと」「書くこと」に課題）
- 我が国の英語教育は、コミュニケーション総量の少なさ、学ぶ動機付けの弱さ、家庭学習の時間確保、即時フィードバックや既習事項の定着等が課題
- これまでの英語教育には児童生徒が住む地域の魅力発信という視点がなく、地方創生の観点からも課題

⇒生成AIの活用には大きな可能性があるが、取組は緒についたばかり
(練習量の飛躍的増加、動機付け強化、即時フィードバック、地域の魅力発信に資するコンテンツの作成)

■ 経済財政運営と改革の基本方針2025
(略) AIの活用や地域の魅力発信等を通じ、
英語教育を推進する。

■ 地方創生2.0
(略) AI活用による英語での地域の魅力発信
(略) に取り組む

事業内容

事業実施期間：令和3年度～

1

AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業 4.7億円 (0.3億円) [令和6年度補正予算 6億円]

- AIを活用したスピーキングやプレゼン等の練習量の飛躍的増加（家庭学習を含む）、英作文等への即時フィードバック
- 学習指導要領改訂を見据え、AIを活用した地域発信コンテンツの作成、それらを活用した英語による地域の魅力発信 等



件数・単価

事務局：1 箇所 都道府県・市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等：22箇所程度

委託先

事務局：民間企業

2

教師の英語力・指導力の向上のための
実践的オンライン研修

0.4億円 (0.4億円)

- 第二言語習得理論等の科学的知見に基づき効果的な指導法について、ネイティブ講師等から学ぶ大規模オンライン研修を実施

件数・単価

2 箇所
×2,000万円

委託先

専門機関等

3

専門機関等による専門人材育成・確保事業

0.1億円 (0.1億円)

- JETプログラムで来日した外国語指導助手（ALT）の資質・能力向上のための研修
- 英語以外の外国語に関する指導者の養成・確保のための講習や教材開発 等

件数・単価

3 箇所
×100～500万円

委託先

大学、都道府県・指定都市
教育委員会、専門機関等



4

学習指導要領に対応した
外国語教育の条件整備・
情報発信事業

1.5億円 (1.4億円)

- 小学校外国語活動教材
「Let's Try!」の配布

アウトプット（活動目標）

AIを英語等の授業で活用する
モデルの構築
→ 実施都道府県等
教育委員会等の数 等

長期アウトカム（成果目標）

- ① 中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級程度）以上、
高校3年生でCEFR A2レベル（英検準2級程度）以上を有する生徒の割合
■ 中3：令和6年度 52.4% → 令和9年度 60%
■ 高3：令和6年度 51.6% → 令和9年度 60%
- ② 全ての都道府県・政令指定都市において、中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級程度）以上、高校3年生でCEFR A2レベル（英検準2級程度）以上を有する生徒の割合を5割以上とする。
■ 令和6年度 未達あり → 令和9年度 全都道府県・政令指定都市にて達成
- ③ 高校3年生でCEFR B1レベル（英検2級程度）以上を有する生徒の割合
■ 令和6年度 21.2% → 令和9年度 30%

連携施策

英語専科教員の加配措置(3,000人)
小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教師の充実
※上記に加え、外国語を含む小中学校の教科担任制を推進するための加配措置により更に取組を充実

(担当：初等中等教育局教育課程課)

背景・課題

- ① 国際調査（PISA2022・TIMSS2023）の結果から、我が国の理数関係の学力は国際的に見て高水準だが、理数に対する興味・関心が低い等の課題
 - ② R4全国学調（理科）の結果から、知識を日常生活に関連付けて理解すること、他者の考えの妥当性を検討すること、実験計画を検討して改善すること等の様々な課題
 - 観察・実験活動の一層の充実が必要だが、標準的な設備の整備率は未だ6割程度
 - 働き方改革と教育の質向上の観点から支援スタッフの配置・充実が必要
- ➡ 物的・人的の両面に亘る継続的かつ総合的な財政支援が必要

事業内容 1

理科教育設備の整備

理科教育設備整備費補助【1,716百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

「理科教育振興法」に基づいて、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助

補助対象 経費	理数教育のための設備を整備するために必要な経費
補助割合	1/2（沖縄 3/4）
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象 校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校

物的支援

成果、事業を実施して、
期待される効果

観察、実験を充実させ、教師が指導に注力できる環境を整備することにより、子供たちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、科学的に探究する能力等の育成を図る。

事業内容 2

理科教育における観察・実験の支援

理科観察実験支援事業【196百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

公・私立の小・中学校等の設置者に対して、理科の補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置に要する経費の一部を補助。

補助対象 経費	理科の観察・実験の支援等を行う補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置にかかる経費
補助割合	1/3
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象 校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校（小学部及び中学部）

人的支援

理数好きなきな児童・生徒を育てる探究学習推進プラン

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.1億円

0.1億円

文部科学省

現状・課題

全国学力・学習状況調査※では、算数・数学において**基本的な概念・知識の理解・定着に課題**が見られ、**「授業の内容がよくわかる」児童生徒の割合が前回調査から減少**。

※令和7年度結果

また、国際学力調査等（TIMSS、PISA等）によれば、**算数・数学や理科**の「勉強が楽しい」や「日常生活への活用ができています」、「数学/理科を使う職業につきたい」といった**興味・関心に関わる項目については、国際平均を下回るとともに、学校種が上がるにつれて減少する傾向**がある。

高等教育の理系転換が進む中、児童生徒が理数系教育に興味・関心をもてるようにするためには、小中学校段階において理数系教科の**基本的な概念・知識を着実に定着させ、探究的な学びにつなげる**ことが必要。

事業内容

理数系人材を小中学校段階から育成するために、基礎の定着や問題解決・探究に関する学習の指導法について開発・調査し、それらの成果を全国に展開する。

事業実施期間 令和6年度～令和8年度（予定）

- **基本的概念を効果的に定着させる指導法等の開発（全国学力・学習状況調査や国際学力調査の結果を踏まえた対応）** 5百万円（3百万円）

①授業・家庭学習における**基本的な概念・知識の定着**や②**児童生徒の問題解決・探究に関する学習、生活や職業との関連を重視した学習**を推進するための**指導法**を、科学的な知見も踏まえて**開発**する。

件数・単価	6箇所×約0.9百万円	交付先	小学校、中学校
● 大学の専門性を活かした調査及び児童生徒報告会の実施 5百万円（4百万円） 大学がその専門性を踏まえて「 問題解決・探究に関する学習を行っている学校 」を調査するとともに、 当該学校の実践を支援しながら事例集 をまとめ、その成果を普及展開する。			
件数・単価	1箇所×約5百万円	交付先	大学

アウトプット（活動目標）

- ・全国の学校に共有可能な指導事例集、教師指導案の開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・基本的な概念・知識の定着や探究的な学習を推進するための指導法の普及
- ・理数系教育に興味・関心をもつ児童生徒の増加

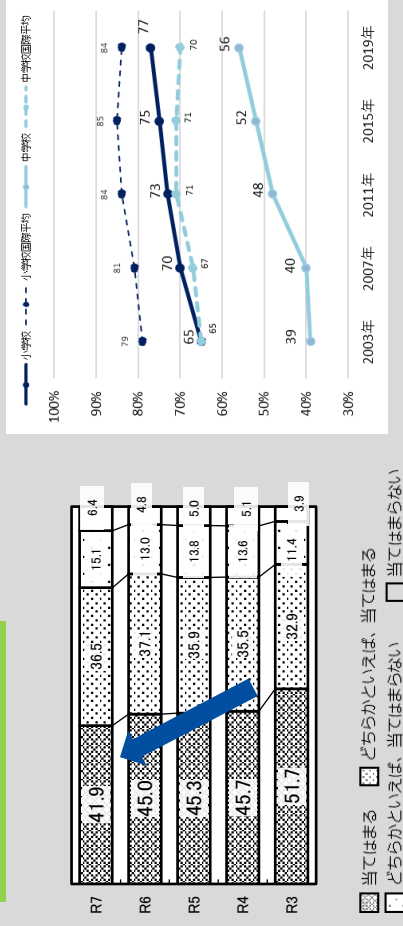
長期アウトカム（成果目標）

- ・理系専攻学生等の理系人材の増加
- ・理数系の素養をもつ人材の育成

（担当：初等中等教育局教育課程課）

算数の授業がよく分かる

算数・数学の勉強は楽しい

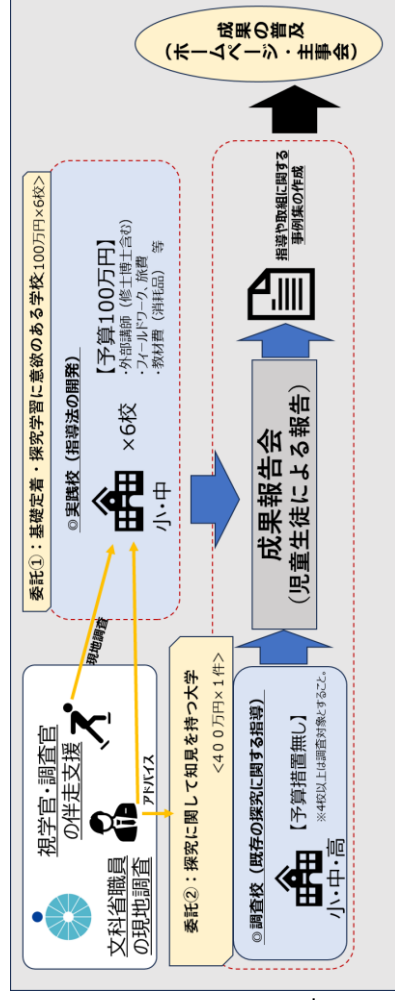


当てはまる □ どちらかといえば、当てはまる □ どちらかといえば、当てはまらない □ 当てはまらない

全国学力・学習状況調査

国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2019）
(令和元年度)

事業スキーム



特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.5億円
0.5億円



文部科学省

背景・課題

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘
- 次期学習指導要領に向けた議論では、こうした特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供に特別の教育課程の編成・実施を可能とする仕組みの創設について検討中

➡ **学校と研究機関等が連携し、教育課程に位置付けることができる学習・支援プログラム**
プログラムを実施する上でも重要となる相談支援体制の構築

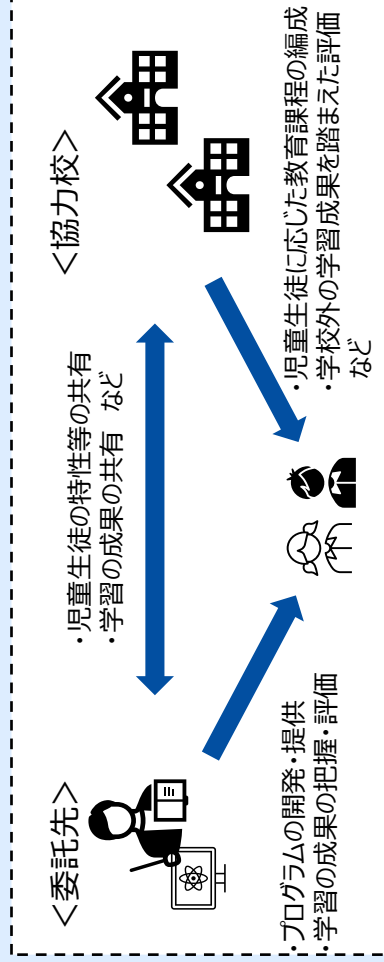
についての研究開発が必要。

事業内容

学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び 評価の在り方に関する実証研究 [33百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるよう、学校が大学などの研究機関等と連携して、教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方及び学習成果の評価の在り方等について研究開発を実施

【委託先：都道府県教育委員会等（3団体）※継続】



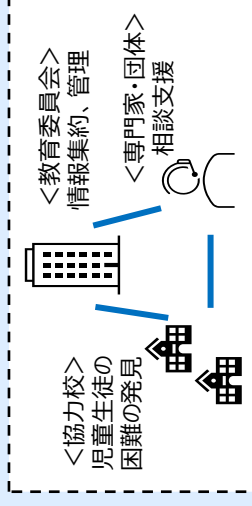
学校と連携した相談支援体制の構築等に関する実証研究 [22百万円]

①地域単位での取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援を、学校、教育委員会、専門家・団体が連携して実施。

地域での日常的・継続的な支援体制を構築しつつ、各機関の役割分担など支援体制の在り方等について研究開発を実施。

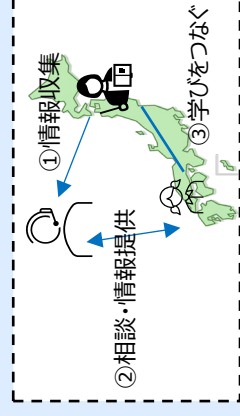
【委託先：都道府県教育委員会等（1団体）※継続】



②全国的な取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒が自身に合った学びへアクセスしやすくなるよう、その特性に応じたプログラム等の情報提供や才能・特性の理解者となる人材の紹介を行うなど、地域を超えた学びへの接続を図るための支援体制の在り方について研究開発を実施

【委託先：民間団体等（1団体）※継続】



アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒への特性に応じた学びの提供
- ・相談支援体制の構築、実践事例の蓄積、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

(担当：初等中等教育局教育課程課)

背景・課題

- ① 「特別の教科 道徳」(道徳科)として位置付けた学習指導要領が、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で全面実施。答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っている。
- ② 道徳教育を巡っては、「特別の教科 道徳」と特別活動でのいじめ未然防止に係る児童の肯定的な受け止め※1や、「特別の教科 道徳」等の取組と児童生徒のWell-beingに関する項目※2には相関が見られる。一方、「特別の教科 道徳」の目標に係る取組について、教師の指導に関する認識と児童の受け止めに関する認識に差がある※3等の課題(※1、3 令和4年度学習指導要領調査報告書(令和7年7月)、※2 令和5年度全国学力・学習状況調査の追加分析(令和6年5月))
- ③ 児童生徒のいじめや自殺等への対応が喫緊の課題となる中、小・中学校・高等学校の学校教育全体を通じて道徳教育を一層推進していく必要

1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進

2.7億円(2.7億円)

①道徳教育アークの充実

- 「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画をはじめ様々な情報を発信する「道徳教育アーク」の充実を図り、教師の授業改善を支援
- (独)教職員支援機構や各教育委員会等との相互連携により活用促進・認知度向上を図る



箇所数
単価

- ・1箇所 19万円(①)
- ・60箇所 30万円/箇所(②ア)
- ・15箇所 20万円/箇所(②イ)
- ・1箇所 35万円/箇所(②ウ)

委託先

- ・民間団体(①、②ウ)
- ・都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会、学校設置者(②ア、イ)

※市町村においては都道府県が取りまとめ。

2. 道徳科の教科書の無償給与(小・中学校分)

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

40億円(40億円)

(担当：1. 初等中等教育局教育課程課、2. 初等中等教育局教科書課)

②学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

A. 地域の特色を活かした道徳科の充実

- 外部講師の派遣や郷土に関する教材の活用、家庭や地域との連携(道徳シンポジウム等)、各地域での実践的知見の見える化・共有化(地域版アーク等)等、地域の特色を生かして「考え、議論する道徳」の具体化を図る取組
- 授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及(道徳研究協議会)の実施

イ. 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

- 特別活動を中心に、児童生徒が道徳性を発揮し、道徳教育の充実を図る取組(例：よりよい学校づくり・学級づくりに向けたルールの形成等に向けた子供の見聞表明や主体的参画等)
- 総合的な学習・探究の時間における探究的な学びを発展・充実させ、自己の生き方と関連づけること等を通じ道徳教育の充実を図る取組(例：学校運営協議会等の枠組みを活用した地元企業や地域人材との連携体制の構築等)
- その他、生命の大切さの自覚やいじめの未然防止、情報モラルやいわゆる「闇バイト」等の現代的諸課題に関する取組等、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実に向けた取組

ウ. 実践事例の収集・分析

- ①及び②(ア、イ)における実践事例の収集・分析を実施し、次年度以降における道徳教育の更なる充実に向けた効果的な方法を普及・啓発



全国の優れた実践事例・参考資料を集めた教師のためのWebサイト



道徳教育アーカイブ
～「特別の教科 道徳」の全面実施～

<https://doutoku.next.go.jp>

道徳教育アーカイブ



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



● 授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならではの工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導案)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● 授業で使える郷土教材



教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 教育委員会作成指導資料



各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。

● 道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 文部科学省作成資料



「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。

7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校、いじめ、自殺対策等の推進

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進



令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

118(億円)
94(億円)

文部科学省

背景・課題

令和5年度調査結果により、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、令和7年6月には自殺対策基本法が改正され、学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

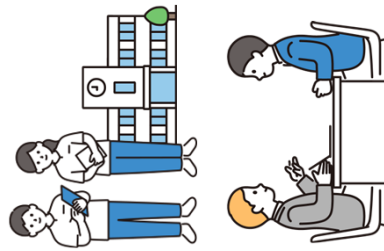
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

11,467百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- **校内教育支援センター支援員の配置【拡充】**
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（**2,000校→5,000校**）
- **アウトリーチ支援や保護者支援等による教育支援センターの機能強化【拡充】**
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援を実施するとともに、保護者の会等と連携した支援等に係る経費を補助（アウトリーチ：**130人→450人**、保護者支援：**200箇所→300箇所**）



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- **SC・SSWの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置（不登校・いじめ対策）【拡充】**
L SC：**11,300→11,800校**、週8時間
L SSW：**11,000→11,500校**、週6時間 など
児童生徒への支援の質の向上のため、SC・SSWの処遇見直し



SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校に十分な力が持たないこどもを含め、地域での不登校のこどもの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり など

文部科学省・
こども家庭庁が連
携して対応
※府庁等の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

文部科学省〈令和8年度概算要求の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

95億円
86億円)

文部科学省

- ◆ 教師と支援スタッフとが連携・協働して、適切な対応が実施されるチーム学校による支援体制づくり
- ◆ 教育委員会における相談体制の充実及び関係機関等と連携した支援体制づくり
- ◆ SC・SSWによる児童生徒に関する支援の質の向上のため、フルタイム勤務等の実態等を踏まえた処遇の見直し

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度要求・要望額 6,713百万円(前年度予算額 6,212百万円)
事業開始年度: H7～(委託)、H13～(補助)

- ・ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 公認心理師、臨床心理士 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度要求・要望額 2,816百万円(前年度予算額 2,428百万円)
事業開始年度: H20～(委託)、H21～(補助)

- ・ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士 等

<事業内容>

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・ **スクールカウンセラー(SC)** は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て(アセスメント)、教師・保護者への助言・援助(コンサルテーション)のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」の育成などの未然防止に資する取組を行う。
 - ・ **スクールソーシャルワーカー(SSW)** は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー**は、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中枢を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「**24時間子供SOSダイヤル**」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

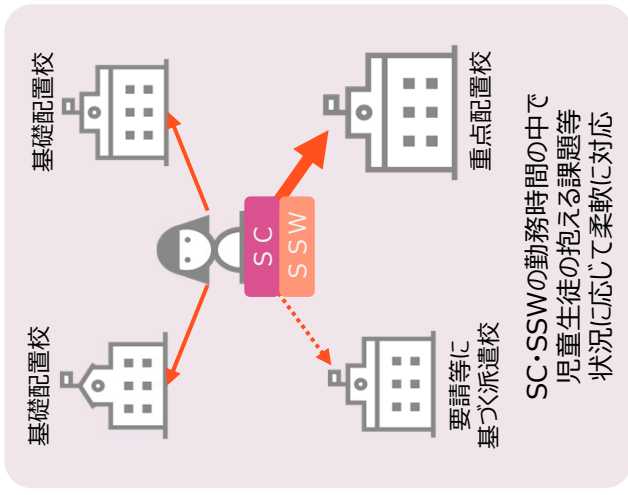
いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

実施主体	SC : 都道府県・指定都市 SSW : 都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター 等	費用負担	国 : 1 / 3 都道府県等 : 2 / 3	対象費用	報酬、期末手当、交通費 等
------	---------------------------------------	-----	------------------------	------	----------------------------	------	---------------

<活用の工夫について>

- ・ 自治体の配置の工夫により学びの多様な学校、夜間中学への重点的な配置も可能
- ・ 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)



校内教育支援センター支援員の配置事業

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、**校内教育支援センター**を拠点として、**日常的**に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、**学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員（校内教育支援センター支援員）**を配置し、**校内教育支援センター**の設置を促進加えて、校内教育支援センター支援員の質の向上に向けて、研修の実施を支援

実施主体	学校設置者（主に市区町村）
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3
対象校数	5,000校 （2,000校）

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

本事業による効果

- 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に
- ▷ **不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援**

○ 校内教育支援センターでの成果（R6年度末時点）

- ・ 利用児童生徒中、**68.1%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
- ・ 利用児童生徒中、**21.6%**の児童生徒によって、**欠席日数の増加の防止**

	実人数	割合
通常学級への復帰	2,365	19.5%
不登校や不登校傾向の状況が改善	5,877	48.6%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	2,614	21.6%
上記のような効果が見られなかった	1,251	10.3%

※「校内教育支援センター」の設置促進事業を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小中学校の校内教育支援センター

設置状況（R6.7現在）

設置校数：**12,712校**

※小学校：6,643校、中学校：6,069校

設置率：**46.1%**



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置



不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

教育支援センターの機能強化

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」及び「いじめ・不登校や悩みに直面することやその保護者への支援」の推進を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- ・在籍する学校に入りづらいう児童生徒に対して、学校外での学びの場の確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒や保護者等に対する支援を充実する必要

事業内容

教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制や、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために必要な経費を補助。また、教育支援センターを含めた関係機関が、不登校児童生徒支援の在り方を協議するために必要な経費を補助。

- ① **アウトリーチ支援体制の強化** 250百万円（72百万円） ② **不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化** 193百万円【R6補正：149百万円】 ③ **不登校児童生徒支援協議会の設置** 4百万円（4百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

【活用方法（例）】

- 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
- 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	450人（130人）

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料



不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようになるとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助

- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
- 不登校支援に係る広報提供体制の整備
- **不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施**

【活用方法（例）】

- 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	300箇所（200箇所）

令和8年度要求・要望額 4億円
(前年度予算額 1億円)



文部科学省

(担当：初等中等教育局 児童生徒課)

学びの多様化学校の設置促進

背景・課題

- 「不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。」
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別的教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う

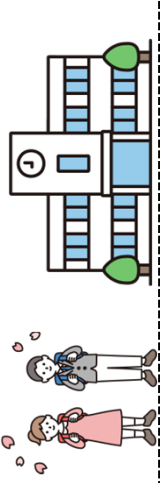
支援イメージ



※令和6年度以降に設置する教育委員会を対象

学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
 - ・不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実
 - ・中学校35人学級や学びの多様化学校に係る基礎数化を実施（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）
- ▶補習等のための指導員等派遣事業
- ▶スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経費助成費補助金（特別補助）
- ▶養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶夜間中学の設置促進・充実

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校児童生徒の保護者等への 相談支援体制強化事業

現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、11年連続で増加しており、約35万人で過去最多。
- 小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、**学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けられていない**。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「**いじめ・不登校や悩み直面することもその保護者への支援**」の推進を明記。
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、**不登校の児童生徒の保護者への支援**を明記。
- 不登校児童生徒の保護者等に対する相談支援や不登校支援に係る情報提供の必要性等が高まっていることから、**早急に支援体制を強化するための支援が必要**。

事業内容

不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようするため、**不登校児童生徒の保護者等の支援体制を強化**するために必要な経費を補助（各実施主体において、①～④までの任意の事業メニューを選択して実施 ※複数選択可）



① 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施  不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、心理や福祉等の専門性を有する者等（公認心理師等）から、不登校や不登校傾向にある児童生徒への対応方法等について、個別の相談支援を受けることができるようにするために必要な経費を補助	② 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施  不登校支援に係る学習会やセミナーを実施して、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者同士が集い、悩みや経験を共有するとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報等につながることができるようにするために必要な経費を補助	③ 不登校支援に係る広報提供体制の整備  不登校支援に係る広報資料の作成・配布等を行い、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、支援機関や相談先等の不登校支援に係る情報等を得ることができるようにするために必要な経費を補助	④ 不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施  不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携して、不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援や学習会、不登校支援に係る広報提供体制の整備等を行い、当事者の目線に立った保護者支援体制を強化するために必要な経費を補助
--	--	--	---

事業スキームのイメージ



いじめ対応伴走支援チーム(仮称)のモデル構築推進事業

令和8年度要求・要望額 2億円
(新規)



背景・課題

- 令和5年度のいじめの重大事態の発生件数が1,306件と過去最多
- いじめを行った児童生徒に対して、毅然とした態度で指導・対応を行うことにより、確実な再発防止につなげることが必要

⇒令和6年度補正予算において、警察OB・OG、保護司、NPO法人、大学教授、校長OB・OG等の多職種の専門家によるチーム支援を行うために、教育委員会に*いじめ対策マイスター*を設置するための予算を措置

再編

事業の概要

- これまでのいじめ対策マイスターとして想定されていた専門家（警察OB・OG等）に限らず、いじめが重大化すると考えられる課題に対応できる専門家も含めるとし、*多職種の専門家*による更なるチーム支援を行うために教育委員会に*いじめ対応伴走支援チーム（仮称）*を設置

- 学校から教育委員会に対して、*個別のいじめ事案への直接的な対応、いじめを行った児童生徒への指導・支援、学校外におけるいじめ、SNS等によるいじめ等*に関する相談があった際、いじめ対応伴走支援チームから専門家を派遣し、支援を実施
- 都道府県にいじめ対応伴走支援チームを設置した場合においては、*市区町村教育委員会からの要請に応じて、専門家を派遣し、広域的な支援を実施することも可能*
- 重大事態調査で示された再発防止策を踏まえた域内の他学校を含めた*再発防止体制整備への援助・相談*を行うため、いじめ対応伴走支援チームを活用

事業により目指す姿

- 学校外やSNSでのいじめなど複雑化した個別のいじめ事案への直接的な対応、いじめを行った児童生徒に対する指導・支援、いじめを行った側・受けた側双方の保護者との連携について、*学校と多職種の外部専門家が連携しながら進めることで、学校だけでは対応が難しい事案に早期に対応*
 - 学校がいじめの再発防止策を講じる際、多職種の外部専門家から助言や知見を得ながら進めることができる体制を構築することで、*適切かつ確実な再発防止策を打ち立て、事案への直接的対応のみではなく、再発防止にも伴走する体制を構築*
- ⇒*いじめの重大事態の発生件数の減少を目指す*

(参考) モデルイメージ

複雑化した個別のいじめ事案への対応等学校だけでは対応が難しい事案に関して、指導・支援により学校だけで抱え込まない体制を構築し、早期対応へ繋げる



学校

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ
- 学校外におけるいじめ
- SNS等によるいじめ
- 保護者との連携不足



いじめ伴走支援チーム

- 専門的知見を活かしたいじめを行った児童生徒への指導・支援
- 学校における再発防止体制構築に向けた援助・相談

いじめの重大事態発生件数減少

専門家からの助言や専門的知見に基づいた適切かつ確実な再発防止策の実施

委託先 採択数

【委託先】 ※1箇所あたり約900万円～約300万円程度
都道府県教育委員会（5箇所）【高校】
市区町村教育委員会（15箇所）【小・中学校】
【委託内容】
人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業

令和8年度要求・要望額 0.1億円
(新規)



背景・課題

- 令和5年度のいじめの認知件数は約73万件、重大事態の発生件数は1,306件となっており、ともに過去最多。
- いじめの重大事態1,306件のうち、約4割が重大事態に至るまでにいじめとして認知できていないなど、いじめの態様が多様化かつ複雑化する中、**いじめを認知した時点で既に重大事態に陥っているケースも多く、いかにいじめの発生を未然に防ぐことができるかが喫緊の課題。**

令和6年度補正予算事業において、

- ①いじめ未然防止教育について、先進的な取組を行う教育委員会等に委託し、いつどこで何を教えるかといった全体像を示しそれに基づいた**指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成**
- ②事業者に対して委託し、学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、先進的な取組を行う教育委員会と連携した**指導過程を解説した動画教材を作成**

事業の概要

目指す姿 全国の学校におけるいじめ未然防止教育の実施をより強力に推進し、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを児童生徒自身が主体的に実施できるようにすることで、いじめの発生を未然に防ぐ。

具体的な取組

- 令和6年度補正予算事業において作成した
 - ①いじめ未然防止教育の指導教材等
 - ②いじめ未然防止教育に資する動画教材
 を全国の学校に確実に普及させるため、都道府県・指定都市教育委員会において、モデルとなる地域や学校を指定し、いじめ未然防止教育を十分に実施できていない学校に対する**授業の支援**を実施

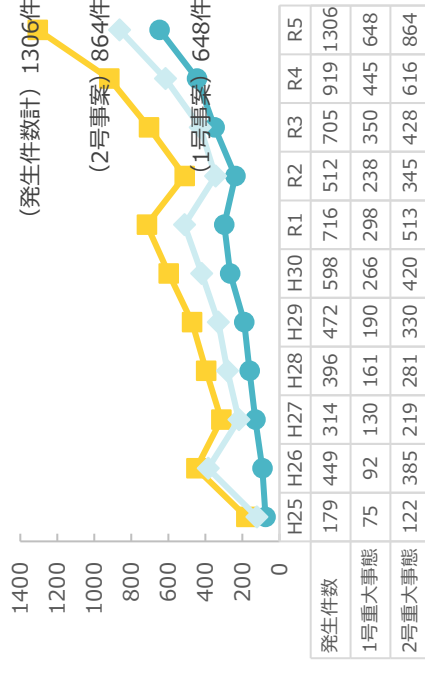
- いじめ未然防止教育を実施する際には、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにはどう働きかけるか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」という点を理解することなどが必要不可欠であることから、**外部専門家を活用した研修等**を実施

効果

- 児童生徒がいじめ未然防止教育を受けることを通じて、
- ①児童生徒が、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを認識すること
 - ②児童生徒1人1人が「いじめ」とは何かを認識し、「いじめ」を自分たちの問題として捉え、学校でいじめをしない、させない、見逃さない雰囲気づくりを自主的にすること
 - ③児童生徒同士がお互いを尊重し、共生していくために必要なコミュニケーション能力を身につけること などを目指す。

各学校において、いじめ未然防止教育を実施する際に、教師1人1人がいつ（学年・時期）、どこで（教科等やその他の教育活動）、どのような内容を教える必要があるのかについて、イメージを共有し、実践することができるとをを目指す。

(参考) いじめの重大事態の発生件数



令和6年度補正

いじめ未然防止教育の指導教材等の作成
いじめ未然防止教育に資する動画教材の作成

令和8年度

- 作成した教材等の普及促進
- 学校の授業支援
- 教職員への研修等

委託先
採択数

【委託先】
都道府県・指定都市教育委員会（10箇所）
【委託内容】
諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化

令和8年度要求・要望額 0.3億円
(新規)



児童生徒の自殺対策の現状

- 令和6年の児童生徒の自殺者数が、過去最多を更新するなど、自殺対策は喫緊の課題。
- これまで、児童生徒の自殺対策として、自殺予防教育の推進等による自殺の未然防止に向けた取組を進めるとともに、1人1台端末を活用した心の健康観察の導入等による自殺リスクの早期発見に係る施策を進めてきた。
- また、自殺対策基本法が第217回国会で改正され、こどもに係る自殺対策に関しては社会全体で取り組む必要性が明記され、学校については、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることが明記。

事業の概要

現状の取組



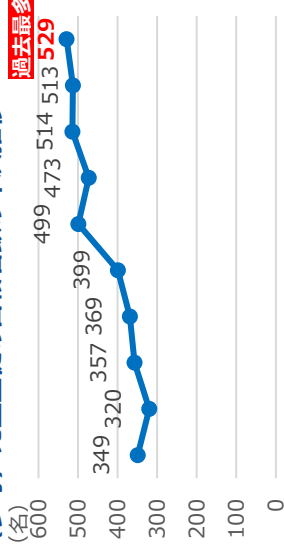
- 自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し対応するほか、実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会や専門家、関係機関との連携・協働に基づき「ネットワーク型支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含めた対応をすることが求められる。
- その際、各学校現場では、「教師が知っておきたい子供の自殺予防」(H21年作成)や「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」(H22年作成)等を参考に対応しているところ。
- しかし、これらの冊子等には、近年の児童生徒の自殺対策を考慮する上で重要な要素を占めるオバーードーズやSNSに関する記載や、特に直近のデータにおいて増加が見られる通信制・定時制高校における対応に関する記載がない。

今後の取組 (予定)

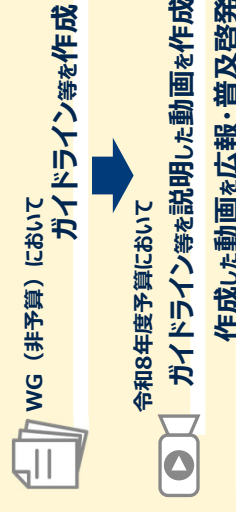
- 令和7年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の下にWGを設置。
- 令和8年明けを目途に検討を開始し、医療機関等と連携した早期対応におけるガイドライン等を作成する。
- 教職員が、作成したガイドライン等を踏まえた対応ができるように、
 - ①自殺のリスクを抱えた児童生徒への早期対応に係る留意点を教職員が理解できるように、研修動画等(ガイドラインを説明する動画や実践例を示した動画)を作成
 - ②作成した研修動画等について、広報・普及啓発を行う。

➡**教職員が、正しい知識をもとに、自殺リスクを抱えた児童生徒に対応できるようにすることで、自殺者数の減少を目指す。**

(参考) 児童生徒の自殺者数の年次推移



H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6
出典：厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」



委託先
採択数

【委託先】 民間事業者等 (1 機関)
【委託内容】 動画制作費、広告掲載費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

夜間中学の設置促進・充実

令和8年度要求・要望額 1億円
（前年度予算額 1億円）

背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校
令和7年4月時点 62校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

- ① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等）
◆ 新設準備・運営支援
夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。
- ◆ 広報活動
教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合	新設準備2年間：1／3 ※上限400万円 ※複数校設置する自治体に開設後3年間：1／3 ※上限250万円 は、学校数ベースで補助
補助対象経費	諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

- ② 夜間中学における教育活動充実（委託事業）
180万円
（130万円）
夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。
 - ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
 - ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
 - ✓ 他市町村の夜間中学や域内の居間の中学校、近隣の定時制高校との連携
 - ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
 - ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
 - ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先	・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 学びの多様な化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

（担当：初等中等教育局初等中等教育企画課）

8. 生涯を通じた障害者の学びの推進

特別支援教育の充実

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

57億円
51億円



文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

- ◆ **医療的ケア看護職員の配置** (5,300人分) 5,287百万円(4,562百万円) **(拡充)**
 - ・ 学校における医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援するとともに、処遇改善等による医療的ケア看護職員の確保、定着を図る

発達障害のある児童生徒等への支援

- ◆ **発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業** 83百万円 (89百万円)
 - ① **幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業**
 - ・ 幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築
 - ② **学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究**
 - ・ 就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施
- ③ **高等学校における特別支援教育充実事業 (新規)**
 - ・ 高等学校における就労も見据えた通級指導等の質的・量的充実を図るモデル事業を実施
- ④ **ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業 (新規)**
 - ・ 学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデル事業を実施
- ⑤ **学校における強度行動障害の理解啓発等に関する調査研究 (新規)**
 - ・ 強度行動障害の状態や要因等に係る教師への理解啓発等の対応に関する調査研究を実施

インクルーシブ教育システムの更なる推進

- ◆ **インクルーシブな学校運営モデル事業** 77百万円 (77百万円)
 - ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

- ◆ **聴覚障害教育の充実事業** 40百万円 (40百万円)
 - ① 聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教師を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のためのコンテンツを開発
 - ② 各自自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実
- ◆ **外部専門家の配置等** 180百万円(156百万円) **(拡充)**
 - ① 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
 - ② 災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

入出力支援装置の更新

241百万円 (新規)

- ・ 障害のある児童生徒が1人1台端末末(パソコンやタブレット)等を効果的に活用するために必要な入出力支援装置の更新に係る経費を補助

特別支援教育就学奨励費

13,313百万円 (12,703百万円)

- ・ 特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、学用品、通学費、修学旅行費(物価高騰に伴う上限額の引き上げ)等、就学に要する経費を支援

国立特別支援教育総合研究所

1,159百万円 (1,075百万円)

- ・ 次期中期目標期間において、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、国の政策課題等に迅速かつ的確に対応するためのセンター設立などの運営費を支援

注) …… 内の事業経費については別途計上

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

9. 各教育段階の負担軽減による学びの セーフティネットの構築

高等学校等就学支援金等

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

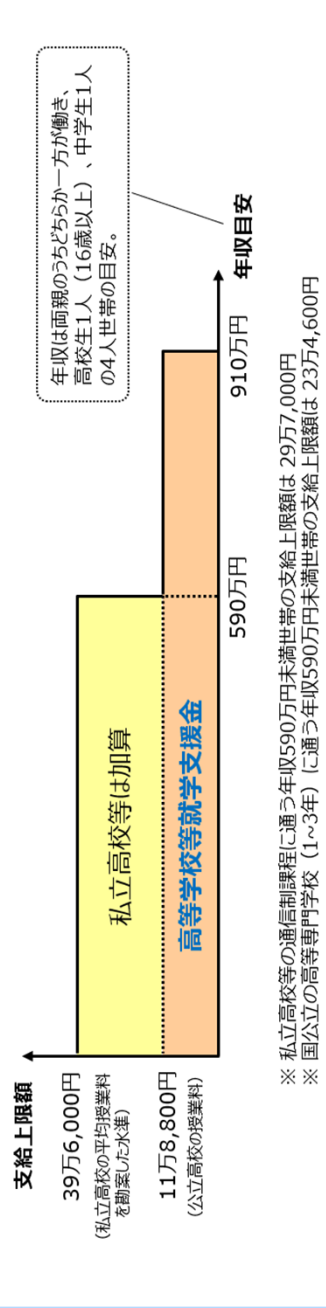
自由民主党、公明党、日本維新の会 台意（令和7年2月25日）

- ① いわゆる高校無償化
 - ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
 - ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学金給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ## 経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（令和7年6月13日 閣議決定）
- （質の高い公教育の再生）
- いわゆる高校無償化、（略）については、これまで積み重ねてきた各般の議論^[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。
- ^[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会 台意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づきいづゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

（参考）令和7年度

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象校種
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体
公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合
国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額 152億円)



背景説明

- 〇家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 〇高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）

- ① いわゆる高校無償化
 - ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
 - ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（令和7年6月13日 閣議決定）
 - （質の高い公教育の再生）
 - いわゆる高校無償化、（略）
- 【249】「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づき具体的な体制化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」
む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

（参考）令和7年度

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定

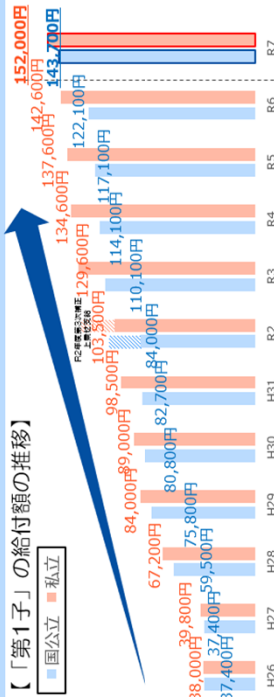
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費、通信費など

- ◆ 令和7年度予算：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
→国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

【令和7年度予算 給付額】

世帯区分	国公立	私立
生活保護世帯・全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	122,100円 →143,700円 (+21,600円)	142,600円 →152,000円 (+9,400円)
全日制等（第2子以降 [※] ）	143,700円	152,000円
通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合



※国公立における第1子と第2子以降の給付額については、国会の予算修正によって同額を実現

対象校種
高等学校、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体
都道府県

補助対象経費
都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合
国 1/3
都道府県 2/3

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

64

学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困の解消に向けた対策の推進等

令和8年度要求・要望額 34億円
(前年度予算額 30億円) 文部科学省

現状・課題

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）や「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念の充実等が盛り込まれたことを踏まえ、教育の機会均等を保障するため、教育費負担のさらなる軽減を実施する。

事業内容

(1) 教育相談の充実

- スクールソーシャルワーカーの配置充実 28億円（24億円）
 - ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
 - ・貧困対策を含む、課題を抱える学校への重点配置の拡充（11,000校→11,500校）

補助率	1 / 3	交付先	都道府県、政令指定都市、中核市
-----	-------	-----	-----------------

(2) 要保護児童生徒援助費補助

● 要保護児童生徒援助費補助金 5億円（5億円）

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助への国庫補助を実施。「学用品費」、「修学旅行費」及び「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図り就学援助の着実な取組を支援する。

補助率	1 / 2	交付先	都道府県・市町村
-----	-------	-----	----------

● 地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業（就学） 0.2億円（0.2億円）

地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）について、令和7年度までに標準準拠システムへの移行が困難なシステムについても、遅くとも令和10年度までに移行を完了できるよう、自治体からの技術的な相談などへの対応等を行う。

件数	1 箇所	委託先	民間企業等
----	------	-----	-------

関連する事業

● 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害） 2億円（0.5億円）

大規模災害により被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援を行う。

＜関連施策＞

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

参考（復興特別会計）

● 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災） 3億円（5億円）

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容		事業実施期間	昭和34年度～
【要保護者への就学援助】 （令和5年度：約8万人） 市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。			
◆補助対象費目	・学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費		
◆令和8年度概算要求 ○単価の引き上げ	・「新入学児童生徒学用品費等」 小学校：11,630円 → 32,490円（+20,860円） 中学校：22,730円 → 34,360円（+11,630円） ・「修学旅行費」 小学校：22,690円 → 26,370円（+3,680円） 中学校：60,910円 → 65,280円（+4,370円）		



【参考：準要保護者への就学援助】（令和5年度：約114万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）	実施主体	市町村等	補助割合	国 1/2、市町村等 1/2
対象者	生活保護法に規定する「要保護者」				
補助対象経費	市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業				

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.2億円

0.2億円)

文部科学省

現状・課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月閣議決定）において、自治体は令和7年度末までに、標準準拠システムへの移行を目指すこととなった。その後、改定された標準化基本方針（令和6年12月閣議決定）において、移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）を講じて、円滑な移行を後押しすることとなり、引き続き、国において必要な支援を行う。

事業内容

事業実施期間

令和3年度～

- 令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が困難なシステムについて、遅くとも令和10年度末までに移行を完了させることができよう、国は標準化法第9条に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。
- また、令和8年度は、自治体が行う標準仕様書への適合確認の支援、他制度の制度改正や共通事項の改定に伴う標準仕様書の改定のほか、経過措置の対応となった機能の標準化基準上の取扱いに係る所要の検討を行う必要がある。
- このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

自治体の標準準拠システム移行支援

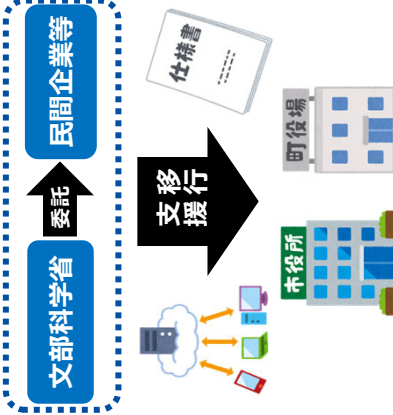
- 標準準拠システム導入（移行）にかかわる技術的助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問合せ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究 など

標準仕様書の随時改定

- 他制度改正や共通事項改定に伴う標準仕様書の改定対応

経過措置の対象機能の標準化に係る検討

- 経過措置の対象となった機能に係る自治体の移行状況分析
- 分析結果を踏まえた標準化基準上の取扱いの検討



関係する閣議決定など

■「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）

地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組についても、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。その際、2025年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。

■「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）

現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。

標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行う制度。

件数

1箇所

委託先

民間企業等

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

2億円

0.5億円)



文部科学省

現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。

都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（**2/3**）を**国庫で支援**する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援。

事業実施期間 平成28年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目)

学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和8年度要求・要望額 3億円 【東日本大震災
復興特別会計】
(前年度予算額 5億円)

現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域 … （前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域 … （前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

へき地児童生徒援助費等補助金

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

22億円
21億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

8億円 (6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円 (10億円)

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円 (2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円 (2億円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

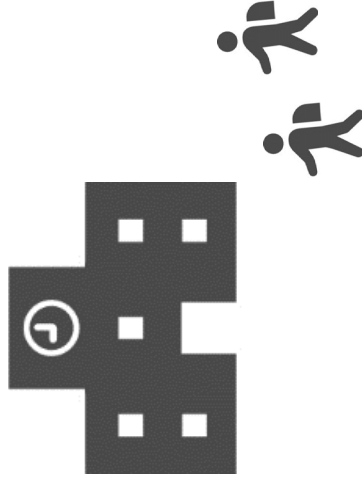
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)



(担当：初等中等教育局財務課)

10. 子供の体験活動の推進、
キャリア教育・職業教育の充実

健全育成のための体験活動推進事業

令和8年度要求・要望額

2億円

(前年度予算額)

1億円



文部科学省

事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上での宿泊体験活動の取組に対する補助

②学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上での取組に対する補助

- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

(2) 地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、

好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、報酬・謝金、交通費、会場借料 等	補助割合	国 1 / 3

経済財政運営と改革の基本方針2025

(R7.6.13閣議決定)

『質の高い公教育の再生

豊かな感性や創造性を育むための体験活動(略)等を推進するとともに…』

地方創生2.0基本構想

(R7.6.13閣議決定)

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『〇体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む(略)。

・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動(自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等)の充実に取り組む。』

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

キャリア教育プラットフォーム形成支援事業（仮称）

令和8年度要求・要望額 0.5億円
（新規）



背景・目的

- ・地域における産学官連携による質の高いキャリア教育の実施は、子供たちの地元への愛着形成や地域定着等の地方創成に資するもの
- ・現在、各地域・学校で行われるキャリア教育の取組について、学校における地域や企業等と連携した人材の確保や、受け入れ先の新たな開拓に課題があり、活用できるリソースも限られているとの指摘がある

地域の教育関係者・産業界・行政等が連携し、より効果的に、それぞれのリソースを活かしたキャリア教育が実践できるようにするため、
「キャリア教育プラットフォーム（仮称）」の構築を推進し、もって地域に根差した人材育成を促進する

事業イメージ

キャリア教育推進連携協議会の設置（必置）

- ・域内のキャリア教育関係者（首長部局、経済団体、学校、大学、NPO法人等や教育支援センターなどの不登校支援機関等）によるキャリア教育推進のための協議会の設置及び運営体制の構築を推進
- ・事業を受託した教育委員会は、首長部局（商工担当や地域振興担当等）と連携・協力することを推奨

協議会における協議事項の例

- ・域内の人材育成の方針
- ・域内のキャリア教育のねらいや目標
- ・若年者の地元定着等のための方策
- ・不登校児童生徒に向けたキャリア教育等

事業メニュー

※ 複数選択可

① キャリア教育に活用可能なリソースの一元化・情報発信

① 質の高いキャリア教育の実践に有用な、学校外の人材や職場体験受け入れ先等の情報を一元的に集約し、学校関係者（教師）が容易にアクセスし、活用できるようなポータルサイト等を構築

② 地域の企業・産業を体験する「キャリア教育講座」等の開催

② キャリア教育推進連携協議会に参画する企業・団体・大学等の協力のもと、キャリア教育に関する講座・体験活動等を実施

③ 小・中・高等学校等の起業体験の推進

③ 教育委員会が実施主体のモデルを実施
※ このほか、別途、民間事業者等が対象のモデルを実施

◆ 地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）

第3章 地方創生 2.0 の起動

6. ③ 地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成（略） 地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化、キャリア教育やA I 活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに…

キャリア教育推進連携協議会



対象

小学校、
中学校、
高等学校 等

委託先

メニュー
①②③
メニュー③
単価

都道府県・市区町村教育委員会 × 8 箇所
民間事業者等 × 1 箇所
1 箇所あたり 500万円～600万円

委託対象
経費

人件費、講師謝金、旅費、消耗品費、
システム構築・運営費、委託費 等

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

1 1 . 義務教育教科書の無償給与

義務教育教科書購入費

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

473億円

472億円)



文部科学省

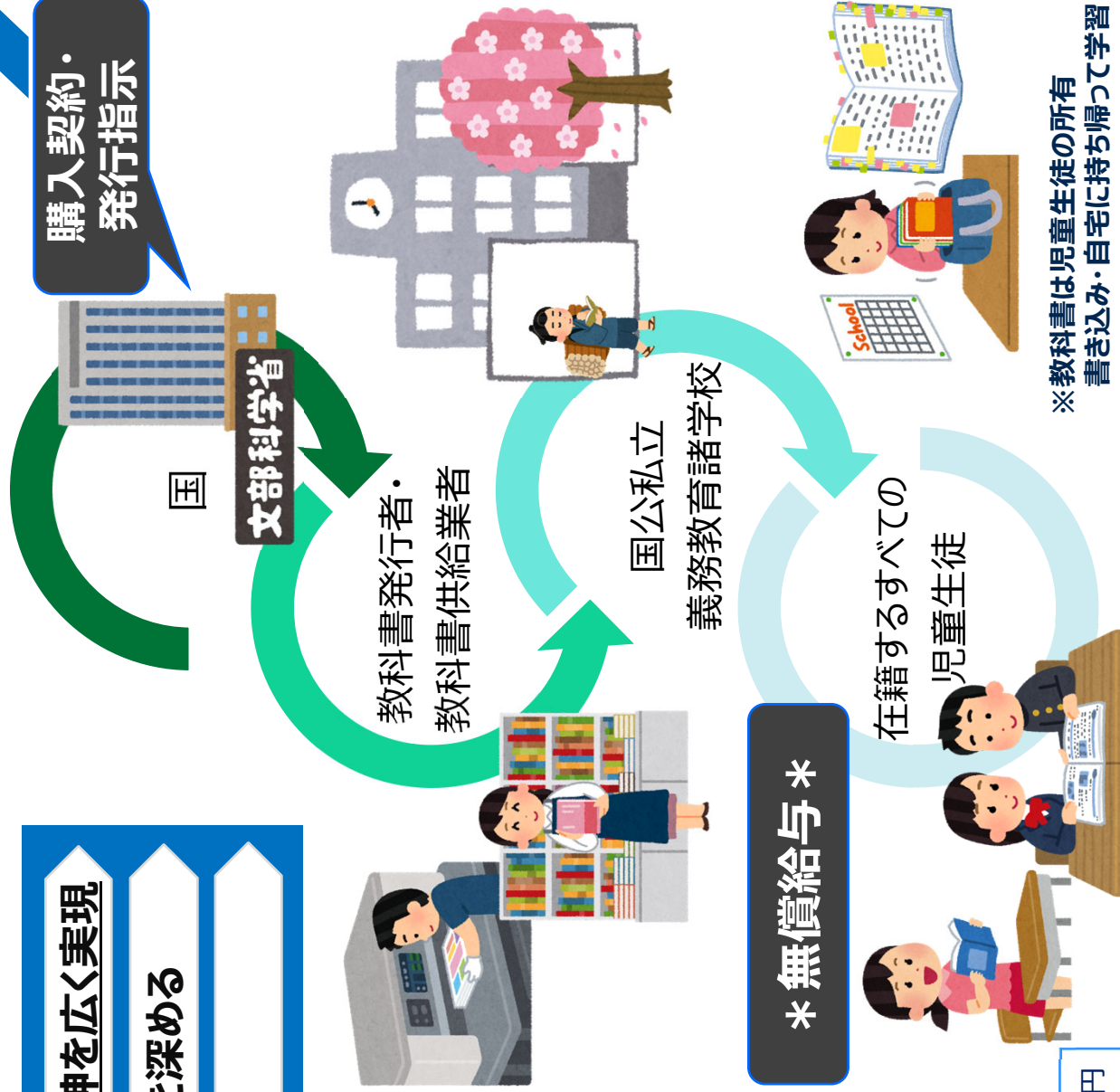
昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減



適正な教科書価格を維持

【予算額推移】

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R8 (要求)	473	+ 1.5
R7	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0

【参考：R8児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	中学校用	6,137 円
4,443 円		

〔初等中等教育局 教科書課〕

＜参考＞

令和 8 年度東日本大震災復興特別会計概算要求
【初等中等教育局関係分】

令和8年度東日本大震災復興特別会計概算要求

【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 19億円（25億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 11億円（14億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（214人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 8億円（11億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（344人）

就学支援 3億円（5億円）

○被災児童生徒就学支援等事業 3億円（5億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施
- ・就学援助事業に関して、福島県については引き続き本事業による支援を継続し、福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）での就学援助事業による支援へ移行

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援